戦間期における直接税負担の地域間格差

池　上　岳　彦

はじめに

I　直接税負担の推移と地域間格差

1．直接国税と地方税

2．6大府県とその他の道県

II　戦間期の直接国税改革と負担の変化

1．所得税と営業税（営業収益税）

2．地租

III　地方税負担の地域間格差と税率構造
——6大都市とその他の市町村——

むすび

はじめに

第一次大戦後，関東大震災・第二次護憲運動等を経て，政党の分裂・合同・提携が繰り返され，男子普通選挙制が実現するなかで，憲政会内閣による1926～27年税制改革というかたちで，国税・地方税の全般にわたる税制整理が実施された。それによる増減収見込みは第1表のとおりである。この税制改革に至る経過・改革の内容及び性格については，既に詳しく検討したが[1]，その性格をあらためてまとめておけば，つぎのようになる。

まず，社会政策的な改革としては，直接税の免税点設定あるいはその引き上げ（地租，第三種所得税，相続税等），生活必需品関連の廃減税（織物消費税，通行税，醤油税，売薬税等）及び細民課税的な地方税の軽減（府県税営業税，雑種税，戸数割等）が行われた。しかし，逆進性の強い間接税は総額では軽減されなかった。また，農業者に対する戸数割の軽減も相対的に下層に重い家屋税の賦課によって相殺され，さらに農家収入の減少傾向や営業[収益]税軽減の影響もあって，営業者と比較して農業者の租税負担率が高い状態がつづいた。すなわち，憲政会内閣は，大正デモクラシー的状況のもとで，財政需要の拡大及び財産税創設の挫折によって社会政策的な減税が困難になったため，中産階級にとって負担感の大きい直接税の合理化及び軽減を優先した。そして，間接税の増徴については，嗜好品関連の新増税（酒税，清涼飲料税，専売益金）及び保護関税政策の結果であることを強調してこれを正当化しようとしたのであり，物価が低落傾向にはいるなかでそれが可能になったといえる。

つぎに，資本蓄積の促進という面からみると，法人留保所得税の軽減，法人所得税内部の二重課税排除，収益税体系の整備といった改革が行われるなかで，資本蓄積の優遇がはかられた。また，関税率の全面的改定に際しても，商品加工度の高い産業の利害，重化学工業の育成及びカルテル組織の政治的圧力を重

1） 拙稿「戦間期日本の税制整理」（『新潟大学商学論集』第23号，1991年3月）。

第1表　1926～27年税制改革による増減収見込み［平年度］

(1) 国　税　（単位：千円）

税　目	増減収
所得税（第一種 4,007減）	△10,204
（第三種 6,197減）	
地租（免税点設定）	△12,055
営業税→営業収益税	△ 4,174
資本利子税（創設）	14,819
相続税（免税点引上げ 668減）	6,208
（税率引上げ 6,876増）	
通行税（廃止）	△11,643
酒税（税率引上げ等）	33,850
醤油税（廃止）	△ 7,145
清涼飲料税（創設）	4,389
織物消費税（綿織物免税）	△25,382
売薬税（廃止）	△10,102
骨牌税（税率引上げ）	587
専売益金（たばこ値上げ）	22,227
砂糖消費税（税率引下げ）	△ 4,138
登録税（税率引下げ等）	△ 2,233
印紙税（税率引下げ等）	△ 1,470
関税（1926年 22,806増）	25,289
（1927年　2,483増）	
総　計	18,823

資料：国税については，「税制整理後ニ於ケル租税（印紙及専売益金共）初年度平年度増減税額一覧」（大蔵省財政史室所蔵『昭和財政史資料』第2号第40冊所収）及び勝正憲『日本税制改革史』（千倉書房，1938年），162－164頁による。関税については，同資料及び貴族院における黒田英雄（大蔵省主税局長）の発言（1926年3月22日。『第五十一回帝国議会貴族院関税定率法中改正法律案特別委員会議事速記録』第8号，2頁）による。

(2) 地 方 税　（単位：千円）

税　目	府県税	市町村税	合　計
地租附加税（免税点の影響）	△13,803	△ 8,051	△21,854
特別地税・同附加税（創設）	13,708	8,024	21,732
国税営業［収益］税附加税	△ 828	△ 1,422	△ 2,250
（個人最低限引上げの影響）	(△ 1,230)	(△ 1,430)	
（課税標準・税率変更の影響）	(△ 808)	(△ 1,202)	
（資本利子税額の非控除）	(1,210)	(1,210)	
所得税附加税	22,860	△ 16,368	6,492
（本税改革の影響［府県］）	(△ 520)		
（附加税率引上げ［府県］）	(23,380)		
（原則として廃止［市町村］）		(△ 19,938)	
（戸数割を施行しない市町村分）		(3,570)	
［新］家屋税・同附加税（創設）	30,530	45,128	75,658
戸数割・同附加税	△44,540	△ 8,693	△53,233
（府県税戸数割・同附加税廃止）	(△44,540)	(△156,716)	
（市町村税戸数割創設）		(148,023)	
［旧］家屋税・同附加税（廃止）	△ 8,470	△ 20,067	△28,537
府県税営業税・同附加税	378	△ 1,031	△ 653
（府県税賦課営業者の増加）	(2,318)	(1,854)	
（課目の整理）	(△ 1,212)	(△ 1,127)	
（税率の軽減）	(△ 728)	(△ 1,758)	
雑種税（課目の整理）	△ 4,651	△ 4,139	△ 8,790
総　計	△ 4,816	△ 6,619	△11,435

資料：政府提出案については，1926年2月3日付の内務省発表「地方税整理に伴ふ各税額異動調」（鈴木憲久『最近日本財政史』，東洋経済新報社，1929年，763－766頁より再引用したが，明らかに誤りとわかる箇所は訂正した）による。衆議院による修正の影響額については，憲政会と政友本党の合意内容を掲載した『東京朝日新聞』1926年2月20日付の記事による。表は，両者を総合して作成した。

視した関税と補助金・輸入制限措置等との併用，というかたちで保護主義的な産業政策が強化された。ただし，財界団体の要求のなかでも，株式配当所得の源泉課税化，国債利子への所得税賦課，国税附加税の制限外課税廃止等の要求は，総合所得税制の整備，国債発行の円滑化，地方税の制限外課税の必要といった理由で拒否された。

さらに，当時の二大政党の政策路線との関連でみれば，税制整理を担った憲政会は緊縮政策を掲げており，生活必需品関連の廃減税は行財政整理及び消費節約の奨励と並ぶ物価調節策の一環としても位置づけられた。また，財政緊縮による財源の使途として国債整理が優先され，これが財政需要の拡大とあいまって全体としての租税負担軽減を妨げたといえる。なお，地方財政危機の問題について，憲政会は，租税負担及び行政水準の地域間均衡をはかるために義務教育費国庫負担金を増額しつつ各種附加税の制限を調整することで対応しようとしていた。これに対して，政友会は，義務教育費国庫負担金の増額を支持したうえで，それとは別に，地租の市町村税への委譲を唱えた。政友会は，これが農村では地租・戸数割の軽減，都市では地租増徴による戸数割・家屋税附加税等の軽減または歳出増大にあてられることを期待した。ただし，補塡財源のありかたによっては，これが負担軽減につながらない可能性もあった。

以上の点を確認したうえで，本稿では，租税負担の実態という面からさらに考察を進めるために，戦間期における直接税負担の地域間格差について検討してみたい。とくに，いわゆる6大府県とその他の道県との比較をはじめとする統計的な整理を中心としつつ，議論を進めることにする。

I　直接税負担の推移と地域間格差

1．直接国税と地方税

まず，戦間期における直接税負担の推移をまとめた第2表をみると，全国平

第2表　直接税（人口1人当たり額）の推移

［全国平均額と変動係数］

年度	直接国税		地方税		直接税合計	
	平均（円）	変動係数	平均（円）	変動係数	平均（円）	変動係数
1912	2.769	0.3109	3.486	0.1531	6.255	0.1850
1915	2.515	0.3737	3.222	0.1389	5.737	0.2047
1918	4.341	0.6942	4.271	0.1650	9.062	0.3489
1921	6.277	0.7068	10.350	0.1598	16.627	0.3042
1924	5.969	0.6716	10.562	0.1569	16.531	0.2818
1925	6.489	0.7061	10.580	0.1559	17.069	0.2886
1926	6.426	0.7124	10.794	0.1518	17.220	0.2871
1927	6.020	0.6977	10.104	0.1559	16.124	0.2790
1928	6.216	0.7550	10.558	0.1518	16.774	0.2903
1929	6.009	0.7261	10.615	0.1504	16.624	0.2895
1930	5.897	0.7663	9.639	0.1574	15.536	0.3118
1931	4.572	0.6984	8.556	0.1573	13.128	0.2874
1932	4.240	0.7304	8.305	0.1610	12.545	0.2862
1933	4.530	0.7473	8.594	0.1723	13.124	0.3044
1936	7.195	1.0596	9.786	0.2042	16.981	0.4476
1939	22.482	1.4316	11.414	0.3631	33.896	0.9325

注:1）税額は，本年度分の調定済額。
　2）「変動係数」は，道府県ごとの人口1人当たり額の変動係数。
資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』各回。

均の人口１人当たり額は，1910年代後半に急増したが，1920年代にはいると，直接国税が６円前後，地方税が10円台，直接税合計で16～17円台とほぼ横ばいとなった。地方税が直接国税の1.6～1.7倍の大きさに達してたことがわかる。なお，この表には示さなかったが，地方税のなかでは，道府県が４円台，市町村が６円台であり，直接税のなかでは市町村税が最も大きな負担になっていたのである。

その後，1930年代初頭の昭和恐慌期には税額も減少したが，この時期は国民所得の減少と物価の下落も生じており，租税負担は実質的には重くなっていたのである。なお，1928年度→1932年度について直接税額が減少したなかみをみると，1928年度が直接国税6.216円，道府県税4.278円，市町村税6.280円，合計16.774円，1932年度が直接国税4.240円(31.8％減)，道府県税3.459円(19.1％減)，市町村税4.846円(22.8％減)，合計12.545円(25.2％減)であった。地方税のほうが減少率が低かった，すなわち相対的に負担がより重くなったことがわかる。それに対して，30年代中盤以降は，景気回復の影響及び増税により，直接国税を中心に税額が急増していった[2)]。

また，直接税負担の地域間格差を検討するために，第２表のなかに，道府県ごとの人口１人当たり税額の変動係数を示しておいた。これによると，直接国税の場合，1910年代には負担額の地域間格差が急激に拡大したが，1920年代にはいると変動係数は0.7前後でほぼ横ばいになった。これに対して，地方税負担額の変動係数は1910～20年代を通じて0.15前後であり，ばらつきは直接国税と比較して相当小さい。地方税の場合も1930年代には格差が拡大したが，その程度は直接国税と比べればやはり小さい。直接税全体の負担額でみても，10年代は格差が拡大したが，20年代は変動係数が0.28～0.30で大きな変化はなかった。そして，再び格差が拡大するのは，昭和恐慌及びその後の景気回復・増税等を経た30年代以降のことであった。

2） この点については，同前，53－55頁を参照されたい。

なお，第２表をみたかぎりでは，地方税については1920年代にはほとんど変化がなかったようであるが，第１表に示しておいたように，1926～27年税制改革は，地方税制についても大規模な改革を伴うものであった。その点を数量的にまとめたのが第３表である。この表では，改革の前後で各税の総額，人口１人当たり額，その変動係数及び上位・下位各10道府県を掲げておいた。これをみると，都市部を中心とする営業税関係の税は軽減され，また，所得税附加税は道府県と戸数割を賦課しない市町村（とくに都市部）の税になった。農村部を中心とする戸数割は，市町村税となり，全体として軽減されたが，そのかわりに家屋税が全国的に賦課された。改革前は家屋税を賦課するところでは戸数割を賦課しない，そして改革後は所得税附加税を賦課する市町村では戸数割を賦課しない，という代替関係がそれぞれ存在したので，この三者（第３表のＡ・Ｂ及びＣ）を合計してみると，戸数割の影響が大きいために，人口１人当たり負担額のばらつきが小さくなっていたことがわかる。これに農村部で比較的重い重い地租附加税の影響等が加わって，地方税の負担額が経済力を反映しなかったのである。

さて，直接国税と地方税のばらつきに大きな相違がみられるということは，いいかえれば，直接国税負担額が多い（少ない）地域における地方税負担額が多い（少ない）とは限らない，ということである。直接国税と地方税について，道府県ごとの人口１人当たり税額の相関係数を算出してみると[3)]，1925年度は0.442，28年度は0.434となる。これらは，いちおう正の相関を示してはいるものの，景気回復のもとで地方税についても地域間格差が拡大した1930年代後半（1936年度0.699，1939年度0.884）と比較すれば，相関の度合は明らかに小さかった。

3）　直接国税と地方税の道府県ごとの人口１人当たり額は，大蔵省主税局『主税局統計年報書』各回による。

第３表　地方税の負担状況［1924年度・1928年度］

	年度	地祖附加税・特別地税・同附加税・段別割	営業［収益］税附加税・府県営業税・同附加税	所得税附加税・所得税 A	家屋税・同附加税・家屋割 B
総額（円）	1924	125,580,498	82,509,245	29,381,349	35,922,415
	1928	134,620,407	71,545,761	46,865,269	101,601,865
道府県	1924	78,377,608	46,906,337	6,305,209	9,004,206
	1928	82,461,527	40,575,844	34,700,827	43,214,003
市町村	1924	47,202,890	35,602,908	23,076,140	26,918,209
	1928	52,158,880	30,969,917	12,164,442	58,387,862
人口１人当たり額(円)	1924	2.123	1.395	0.497	0.607
	1928	2.167	1.152	0.754	1.636
道府県	1924	1.325	0.793	0.107	0.152
	1928	1.327	0.653	0.559	0.696
市町村	1924	0.798	0.602	0.390	0.455
	1928	0.840	0.499	0.196	0.940
変動係数	1924	0.3057	0.4426	0.5761	1.6579
	1928	0.2967	0.3780	0.6562	0.4380
道府県	1924	0.3410	0.6158	0.4655	1.7396
	1928	0.3357	0.5284	0.4517	0.3097
市町村	1924	0.2918	0.3294	0.6294	1.7654
	1928	0.2848	0.3142	2.1332	0.8656

地方税（人口１人当たり額）の上位・下位各10道府県

	1924年	1928年	1924年	1928年	1924年	1928年	1924年	1928年
多↑	富山	富山	東京	神奈川	東京	大阪	東京	大阪
	滋賀	滋賀	大阪	大阪	大阪	東京	京都	京都
	新潟	岡山	兵庫	京都	兵庫	神奈川	大阪	東京
	岡山	佐賀	愛知	東京	神奈川	兵庫	兵庫	兵庫
	三重	新潟	京都	愛知	京都	京都	愛知	愛知
	山形	福井	山口	福岡	福岡	愛知	富山	香川
	佐賀	三重	神奈川	石川	愛知	富山	神奈川	福井
	香川	山形	和歌山	山口	岡山	岡山	石川	富山
	千葉	香川	長野	愛媛	富山	和歌山	福井	神奈川
	福井	鳥取	岡山	静岡	宮城	福岡	徳島	石川
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
↓少	福岡	群馬	千葉	滋賀	島根	佐賀	*	福島
	岩手	宮崎	青森	千葉	岐阜	鹿児島	*	山口
	京都	岩手	山形	青森	福井	千葉	*	山梨
	鹿児島	京都	宮崎	山形	徳島	大分	*	岩手
	長崎	神奈川	秋田	鳥取	宮崎	鳥取	*	山形
	神奈川	鹿児島	滋賀	茨城	岩手	茨城	*	佐賀
	北海道	長崎	茨城	鹿児島	福島	福島	*	秋田
	大阪	大阪	岩手	秋田	茨城	高知	*	静岡
	沖縄	沖縄	鹿児島	岩手	鹿児島	岩手	*	茨城
	東京	東京	沖縄	沖縄	沖縄	沖縄	*	沖縄

注:1)「変動係数」は，道府県ごとの人口１人当たり額の変動係数。
2)「家屋税・同附加税・家屋割」の　＊　は，17県（埼玉,茨城,宮城,岩手,福島,秋田,山形,三重,岐阜,山口,鳥取,愛媛,熊本,大分,佐賀,宮崎,沖縄）が０円。

戸数割・同附加税・戸別割 C	A＋B＋C	雑種税・同附加税・その他の市町村特別税	地方税合計
218,181,424	283,485,188	114,091,585	617,838,824
164,415,919	312,883,053	123,100,894	656,716,180
52,107,467	67,416,882	54,688,851	246,445,717
—	77,914,830	58,652,437	262,907,747
166,073,957	216,068,306	59,422,734	371,393,107
164,415,919	234,968,223	64,448,457	393,808,433
3.689	4.794	1.929	10.447
2.647	5.037	1.982	10.571
0.881	1.140	0.924	4.167
—	1.254	0.944	4.232
2.808	3.654	1.005	6.280
2.647	3.782	1.037	6.339
0.3044	0.1922	0.2619	0.1586
0.2956	0.1748	0.2675	0.1685
0.3354	0.2326	0.2555	0.1891
—	0.2344	0.2661	0.1888
0.3154	0.2124	0.4035	0.1800
0.2956	0.1979	0.3678	0.1852

1924年	1928年	1924年	1928年	1924年	1928年	1924年	1928年
島根	島根	島根	島根	**京都**	**愛知**	**京都**	**京都**
長野	長野	長野	**京都**	奈良	**京都**	**兵庫**	富山
滋賀	秋田	石川	長野	**東京**	**大阪**	富山	**兵庫**
鳥取	滋賀	**京都**	富山	**大阪**	奈良	石川	滋賀
奈良	鳥取	滋賀	滋賀	和歌山	**東京**	島根	石川
大分	山口	鳥取	石川	**愛知**	**神奈川**	滋賀	島根
宮崎	石川	奈良	**兵庫**	**兵庫**	和歌山	長野	岡山
秋田	山形	大分	徳島	石川	静岡	奈良	徳島
石川	熊本	秋田	**大阪**	**神奈川**	石川	**東京**	奈良
愛媛	奈良	富山	福井	三重	滋賀	福井	福井
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
茨城	山梨	埼玉	群馬	山梨	青森	群馬	北海道
千葉	**兵庫**	**大阪**	埼玉	千葉	山梨	福島	福島
京都	千葉	佐賀	岩手	島根	新潟	山梨	千葉
北海道	栃木	栃木	高知	岩手	長崎	長崎	栃木
兵庫	**京都**	山梨	佐賀	秋田	福島	千葉	茨城
愛知	沖縄	北海道	山梨	熊本	熊本	岩手	山梨
沖縄	**愛知**	千葉	茨城	新潟	岩手	茨城	鹿児島
神奈川	**神奈川**	**神奈川**	栃木	福島	秋田	鹿児島	長崎
大阪	**大阪**	茨城	千葉	鹿児島	鹿児島	北海道	岩手
東京	**東京**	沖縄	沖縄	沖縄	沖縄	沖縄	沖縄

3）ゴシック体の文字にしたのは「6大府県」（東京，神奈川，大阪，京都，兵庫，愛知）。
資料：地方税額は『大日本帝国内務省統計報告』第40回・第43回。人口は大蔵省主税局『主税局統計年報書』第52回・第56回（内閣統計局による推計人口）。

2．6大府県とその他の道県

国税と地方税とのくいちがいについて，より具体的に検討するために，昭和恐慌を間にはさんだ1928年度と32年度について，直接税（人口1人当たり額）の上位・下位それぞれ10道府県を示したのが第4表である。ここでまずいえるのは，直接国税負担額については，当時のいわゆる6大都市（東京市，大阪市，神戸市，京都市，横浜市及び名古屋市）[4]を内部に抱える東京府，大阪府，兵庫県，京都府，神奈川県及び愛知県が上位6位までを占めていることである。当時は一貫してこの状況がつづいていたのであり，以下ではこれらの府県を6大府県と呼ぶことにする。

これに対して，地方税負担額においては，富山県，滋賀県，島根県等が両年度とも上位に入っている。そして，東京府は1928年度には10位となっており，京都府は28年度，愛知県は両年度とも上位10道府県に入っていないことにみられるように，6大府県であることと地方税の負担額が大きいこととは必ずしも一致しない。これは，第3表を検討したところからもいえることである。なお，直接税全体の負担額をみても，6大府県の間に滋賀県，富山県等が割り込む形になっている。

また，下位のほうをみると，こちらでは，沖縄県，高知県，福島県等にみられるように，直接国税負担額の少ない道県が地方税もしくは直接税全体の負担額でも下位にきているのが目だつ。しかし，そのようなケースがすべてというわけではない。たとえば，1928年度には徳島県や宮崎県は直接国税では最下位

4） たとえば，1922年3月には「六大都市行政監督ニ関スル法律」が制定された。これは，市が行う公共事務及び委任事務のうち府県知事の許認可を要するものについて，6大都市に限り，勅令によってその許認可を不要とすることができる，という法律であった。これにもとづいて，同年10月，勅令として「六大都市行政監督特例」が定められた。

なお，内務省地方局『地方財政概要』においても，1924年度版以降，市の統計のなかで「六大都市分」が別に再掲されるようになった。

第４表　直接税（人口1人当たり額）の上位・下位各10道府県［1928年度・1932年度］

（単位：円）

順位	直接国税 1928年度		直接国税 1932年度		地方税 1928年度		地方税 1932年度		直接税合計 1928年度		直接税合計 1932年度	
1	**東京**	22.134	**東京**	13.528	徳島	13.565	**京都**	10.679	**東京**	34.108	**東京**	23.585
2	**大阪**	14.653	**大阪**	10.422	滋賀	13.257	**大阪**	10.178	**大阪**	27.061	**大阪**	20.600
3	**兵庫**	10.401	**兵庫**	7.420	富山	12.945	**東京**	10.057	**兵庫**	22.296	**兵庫**	17.327
4	**京都**	8.216	**京都**	5.567	**大阪**	12.408	滋賀	9.985	**京都**	19.982	**京都**	16.246
5	**神奈川**	6.375	**神奈川**	4.547	島根	12.257	**兵庫**	9.907	滋賀	18.607	**神奈川**	13.384
6	**愛知**	6.021	**愛知**	4.501	福井	12.000	石川	9.605	富山	18.407	滋賀	13.473
7	富山	5.462	福岡	3.489	岡山	11.953	富山	9.474	**神奈川**	18.266	**愛知**	13.115
8	滋賀	5.350	滋賀	3.488	**兵庫**	11.895	**神奈川**	9.287	**愛知**	17.365	富山	12.620
9	三重	5.226	三重	3.328	**神奈川**	11.891	島根	9.273	岡山	16.685	石川	12.319
10	福岡	4.861	岡山	3.266	**東京**	11.794	奈良	9.193	徳島	16.071	奈良	12.236
	⋮		⋮		⋮		⋮		⋮		⋮	
38	群馬	3.034	茨城	1.991	北海道	9.133	群馬	6.916	山梨	12.185	鹿児島	8.785
39	長崎	2.911	長野	1.809	群馬	9.011	福島	6.845	群馬	12.045	茨城	8.737
40	青森	2.899	山梨	1.774	福島	8.995	青森	6.749	岩手	11.935	千葉	8.667
41	福島	2.811	福島	1.743	高知	8.956	茨城	6.746	福島	11.806	福島	8.588
42	高知	2.672	高知	1.738	山梨	8.900	山梨	6.733	千葉	11.743	北海道	8.579
43	宮崎	2.646	徳島	1.668	鹿児島	8.729	千葉	6.536	高知	11.628	山梨	8.507
44	岩手	2.625	鹿児島	1.611	千葉	8.592	北海道	6.502	茨城	11.394	青森	8.357
45	徳島	2.506	青森	1.608	茨城	8.334	高知	6.310	長崎	11.024	高知	8.048
46	鹿児島	2.064	岩手	1.443	長崎	8.113	岩手	6.201	鹿児島	10.793	岩手	7.644
47	沖縄	0.820	沖縄	0.372	沖縄	4.275	沖縄	3.445	沖縄	5.095	沖縄	3.817

注：1）税額は，本年度分の調定済額。
　　2）ゴシック体の文字にしたのは「６大府県」（東京，神奈川，大阪，京都，兵庫，愛知）。
資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』第56回・第60回。

に近いものの，地方税ではより上位に入っており，とくに徳島県は地方税が１位になった[5]。そして，同県は，直接国税が45位であったにもかかわらず，

5）第４表は本年度分の調定済額についてみたものであるから，決算額でみた第３表（1928年度において，徳島県は８位）とは順位が異なっている。

第5表　直接税（人口1人当たり額）に関する6大府県とその他の道県との比較［1925年度・1927年度］

（単位：円，%）

	直接国税		地方税		直接税合計		直接税中の国税の割合	
	1925年度	1927年度	1925年度	1927年度	1925年度	1927年度	1925	1927
6大府県A	14.055	12.846	12.025	11.335	26.081	24.180	53.9	53.1
東京府	23.164	21.127	11.953	11.248	35.117	32.375	66.0	65.3
神奈川県	7.178	6.580	9.356	9.396	16.534	15.976	43.4	41.2
大阪府	14.927	13.708	12.406	11.048	27.333	24.757	54.6	55.4
京都府	8.223	7.671	13.957	12.715	22.180	20.386	37.1	37.6
兵庫県	10.880	9.123	12.286	11.547	23.166	20.670	47.0	44.1
愛知県	6.390	5.955	11.848	12.006	18.238	17.962	35.0	33.2
その他の道県B	3.920	3.626	10.089	9.674	14.009	13.300	28.0	27.3
全国	6.489	6.020	10.580	10.105	17.069	16.124	38.0	37.3
A／B（倍）	3.59	3.54	1.19	1.17	1.86	1.82		

注：1）「6大府県」の数値は，6府県の合計税額を6府県の合計人口で割ったものである。

資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』第53回・第55回。

直接税全体でも10位に入ったのである。その他の道府県についても，沖縄県を除けば，地方税に関する上位と下位の格差は，直接国税に比して非常に小さいことがわかる。

ここで，6大府県とその他の道県とをより具体的に比較するために，1925年度と27年度について，6大府県とその他の道県の直接税（人口1人当たり額）を比較したのが第5表である。これをみると，27年度はここに掲げたどの団体でも25年度に比して直接税合計額がやや減少している。ただし，1926～27年税制改革が大規模な改革であったにもかかわらず，その前後でそれほど大きな変化はみられない。

この表からいえることは，つぎのとおりである。第1に，1920年代中盤の時点で，直接税の人口1人当たり額について6大府県がその他の道県の1.8倍強になっているが，そのなかでは直接国税の格差が3.5倍強と大きい。それに対して，地方税のほうは格差が1.2倍弱と非常に小さい。第2に，直接税に占める直接国税の割合は，全国平均では4割弱であるが，6大府県では5割強，その他の道県では3割弱であり，両者の間には大きな差がある。第3に，ひとくちに6大府県といっても，そのなかにはかなりの相違がある。6大府県のなかで直接税に占める直接国税の割合が5割を越えているのは東京府と大阪府だけであり，とくに東京府（1925年度66.0%，27年度65.3%）が圧倒的に高い。27年度の直接国税額でみると，東京都が21円，大阪府が14円であるのに対して，他の4府県は6～9円であり，かなりの内部格差がある。これに対して地方税をみると，6大府県のなかで東京府は平均より低くなっており，とくに目だたない。また，この両年度に限ってみれば，神奈川県の地方税負担は全国平均またはその他の道県の平均よりも少なかったのである。直接税全体でみても，愛知県と神奈川県の人口1人当たり額は20円を割っており，全国平均並みあるいはそれ以下であった。

さて，1．では地域間格差を数量的に表す不平等尺度として変動係数を用いたが，ここでは，不平等の度合をグループ別の寄与度に分解することができるタイル尺度を用いて[6]，1910～30年代における直接税負担額の地域間格差の推移を検討してみたい。第6表は，道府県ごとの直接税の人口1人当たり額に関するタイル尺度の推移を示したものである（サンプル数＝47）。ここでは，日本を「6大府県」と「その他の道県」とに分けたため，第6表－(1)においては，直接国税・地方税及び直接税全体について，全体のタイル尺度が，①「6大府県」内部のタイル尺度に「6大府県」のウェイトを乗じたもの（「6大府県」の寄与度），②「その他の道県」内部のタイル尺度に「その他の道県」のウェイトを乗じたもの（「その他の道県」の寄与度）及び③2グループ間のタイル尺度に分解されている。

6） タイル尺度とは，H.タイルが提案した不平等尺度のことである（H.Theil, *Economics and Information Theory*, Amsterdam：North-Holland, 1967）。タイルの議論（とくに同書の Chapter 4）は，全体の所得に対する諸個人の所得シェアの不平等について論じたものであるが，タイル尺度は，他の経済量について不平等の度合を測定する場合も，つぎのように利用できる。

$X=(x_1, x_2, \cdots\cdots, x_n)$に対して，各数値 x_i が総和に占めるシェア $x_i/\sum_{k=1}^{n} x_k$（これは $x_i/n\mu$ と表すこともできる[μは平均値]）の逆数をとり，その自然対数値の加重平均をとったものをエントロピーと呼ぶ。そして，Xに関するエントロピーを，それがとりうる最大値 $\log n$ から控除したものが，タイル尺度T(X)である。

$$T(X)=\log n-\sum_{i=1}^{n}\frac{x_i}{n\mu}\log\frac{n\mu}{x_i}=\sum_{i=1}^{n}\frac{x_i}{n\mu}\log\frac{x_i}{\mu}$$

タイル尺度($0\leqq T(X)\leqq\log n$)は，値が大きいほど不平等であることを示す。

ここで，$A=(x_1, \cdots\cdots, x_j)$，$B=(x_{j+1}, \cdots\cdots, x_n)$という2つのグループについて，各グループ内のタイル尺度T(A)，T(B)は，つぎのように表される。

$$T(A)=\sum_{i=1}^{j}\frac{x_i}{j\mu_A}\log\frac{x_i}{\mu_A}\cdots(1)\qquad T(B)=\sum_{i=j+1}^{n}\frac{x_i}{(n-j)\mu_B}\log\frac{x_i}{\mu_B}\cdots(2)$$

（μ_A，μ_Bは，A，Bの平均値）

また，A，Bがそれぞれ同じ値（μ_A，μ_B）をもつj個，$(n-j)$個の要素からなると仮定した場合の全体のタイル尺度を，グループ間のタイル尺度T（A，B）と呼ぶことができる。

$$T(A, B)=\sum_{i=1}^{j}\frac{\mu_A}{n\mu}\log\frac{\mu_A}{\mu}+\sum_{i=j+1}^{n}\frac{\mu_B}{n\mu}\log\frac{\mu_B}{\mu}$$

$$=\frac{j\mu_A}{n\mu}\log\frac{\mu_A}{\mu}+\frac{(n-j)\mu_B}{n\mu}\log\frac{\mu_B}{\mu}\cdots(3)$$

そして，タイル尺度T(X)は，(1)，(2)及び(3)を用いると，つぎのように展開できる。

$$T(X)=\frac{j\mu_A}{n\mu}T(A)+\frac{(n-j)\mu_B}{n\mu}T(B)+T(A, B)$$

すなわち，タイル尺度T(X)は，T(A)，T(B)にそれぞれのウェイトを乗じたもの（寄与度）及びグループ間のタイル尺度T(A，B)に分解できるのである。

なお，タイル尺度及びそのグループ別寄与度への分解を経済分析に利用した最近の研究として，貝塚啓明・本間正明・高林喜久生・長峰純一・福間潔「地方交付税の機能とその評価 PartII」（『フィナンシャル・レビュー』〔大蔵省財政金融研究所〕第4号，1987年3月［なお，本間正明『日本財政の経済分析』創文社，1991年，第8章の一部は，同論文を基礎にしている］），鎌田繁則「厚生年金保険における基礎年金導入と65歳支給繰延べの効果」（『オイコノミカ』〔名古屋市立大学〕第26巻第2号，1989年12月），経済企画庁調査局編『地域経済レポート』1991年版，同・1992年版等がある。ただし，タイル尺度及びそのグループ別寄与度への分解に関する式の表現のしかたは，論者によって若干異なるようである。

第6表　直接税（道府県ごとの人口1人当たり額）のタイル尺度の推移

(1)　「6大府県」と「その他の道県」への分解

	年度	6大府県（東京，神奈川，大阪，京都，兵庫，愛知）			その他の道県			グループ間のタイル尺度	全体のタイル尺度	うち③の割合
		ウェイト	タイル尺度	寄与度①	ウェイト	タイル尺度	寄与度②	③	①+②+③	(%)
直接国税	1912	0.1960	0.0296	0.0058	0.8040	0.0264	0.0212	0.0184	0.0454	40.5
	1915	0.2108	0.0587	0.0124	0.7892	0.0240	0.0189	0.0267	0.0580	46.0
	1918	0.3029	0.1159	0.0351	0.6971	0.0296	0.0206	0.1053	0.1611	65.4
	1921	0.3193	0.0818	0.0261	0.6807	0.0320	0.0218	0.1239	0.1718	72.1
	1924	0.2917	0.1244	0.0363	0.7083	0.0266	0.0188	0.0936	0.1487	62.9
	1927	0.3035	0.1108	0.0336	0.6965	0.0307	0.0214	0.1061	0.1611	65.9
	1930	0.3262	0.1120	0.0366	0.6738	0.0325	0.0219	0.1321	0.1905	69.3
	1933	0.3301	0.0842	0.0278	0.6699	0.0420	0.0281	0.1367	0.1926	71.0
	1936	0.4079	0.1302	0.0531	0.5921	0.0607	0.0360	0.2444	0.3335	73.3
	1939	0.5022	0.1688	0.0848	0.4978	0.1211	0.0603	0.4086	0.5536	73.8
地方税	1912	0.1336	0.0082	0.0011	0.8664	0.0123	0.0106	0.0002	0.0119	1.7
	1915	0.1369	0.0035	0.0005	0.8631	0.0108	0.0094	0.0004	0.0102	3.9
	1918	0.1480	0.0068	0.0010	0.8520	0.0134	0.0114	0.0018	0.0142	12.7
	1921	0.1521	0.0050	0.0008	0.8479	0.0117	0.0099	0.0025	0.0132	18.9
	1924	0.1465	0.0074	0.0011	0.8535	0.0125	0.0106	0.0015	0.0132	11.4
	1927	0.1449	0.0042	0.0006	0.8551	0.0131	0.0112	0.0013	0.0131	9.9
	1930	0.1509	0.0014	0.0002	0.8491	0.0128	0.0109	0.0023	0.0134	17.2
	1933	0.1585	0.0029	0.0005	0.8415	0.0133	0.0112	0.0040	0.0157	25.5
	1936	0.1678	0.0042	0.0007	0.8322	0.0173	0.0144	0.0067	0.0218	30.7
	1939	0.2205	0.0222	0.0049	0.7795	0.0270	0.0210	0.0328	0.0587	55.9
直接税全体	1912	0.1598	0.0067	0.0011	0.8402	0.0145	0.0122	0.0043	0.0176	24.4
	1915	0.1676	0.0182	0.0031	0.8324	0.0128	0.0107	0.0066	0.0203	32.5
	1918	0.2140	0.0468	0.0100	0.7860	0.0151	0.0119	0.0286	0.0505	56.6
	1921	0.2077	0.0235	0.0049	0.7923	0.0138	0.0109	0.0248	0.0407	60.9
	1924	0.1915	0.0408	0.0078	0.8085	0.0136	0.0110	0.0162	0.0350	46.3
	1927	0.1942	0.0281	0.0054	0.8058	0.0151	0.0122	0.0175	0.0352	49.7
	1930	0.2052	0.0332	0.0068	0.7948	0.0154	0.0122	0.0234	0.0425	55.1
	1933	0.2063	0.0224	0.0046	0.7937	0.0165	0.0131	0.0240	0.0418	57.4
	1936	0.2447	0.0492	0.0120	0.7553	0.0233	0.0176	0.0504	0.0801	62.9
	1939	0.3748	0.1141	0.0428	0.6252	0.0557	0.0348	0.1954	0.2730	71.6

注：1)　タイル尺度の算出及びそのグループ別寄与度への分解については，本文の注6)を参照せよ。

資料：税額（本年度分の調定済額）は，大蔵省主税局『主税局統計年報書』各回。

第6表（つづき）

(2) 直接国税と地方税への分解

年度	直接国税			地方税			全体のタイル尺度	①
	ウェイト	準タイル尺度	寄与度 ①	ウェイト	準タイル尺度	寄与度 ②	①+②	①+②（%）
1912	0.4201	0.0343	0.0144	0.5799	0.0055	0.0032	0.0176	64.9
1915	0.4155	0.0451	0.0187	0.5845	0.0027	0.0016	0.0203	92.1
1918	0.4264	0.1294	0.0552	0.5736	−0.0081	−0.0047	0.0505	109.2
1921	0.3324	0.1252	0.0416	0.6676	−0.0014	−0.0010	0.0407	102.3
1924	0.3096	0.1075	0.0333	0.6904	0.0025	0.0017	0.0350	95.0
1927	0.3107	0.1132	0.0352	0.6893	0.0000	0.0000	0.0352	100.0
1930	0.3096	0.1381	0.0427	0.6904	−0.0004	−0.0003	0.0425	100.7
1933	0.2788	0.1365	0.0381	0.7212	0.0052	0.0037	0.0418	91.1
1936	0.3204	0.2527	0.0810	0.6796	−0.0013	−0.0009	0.0801	101.1
1939	0.5477	0.5092	0.2789	0.4523	−0.0130	−0.0059	0.2730	102.2

注：1) タイル尺度を構成要素へ分解する方法については，本文の注7)を参照せよ。

資料：税額（本年度分の調定済額）は，大蔵省主税局『主税局統計年報書』各回。

まず，直接国税について全体のタイル尺度の推移をみると，1912年度0.0454→1918年度0.1611と1910年代後半に急上昇しているが，1920年代に入ると0.15～0.18でほぼ横ばいになり，それが1930年代には再び急激に上昇した。そして，直接国税のタイル尺度をグループ別の寄与度に分解した場合，両グループ間，すなわち「6大府県」と「その他の道県」との間のタイル尺度の占める割合が全体のタイル尺度に占める割合は，10年代に4割台だったのが，20年代にはほぼ6割台，30年代には7割台に上昇している。「6大府県」，「その他の道県」それぞれのグループ内のタイル尺度も増大してはいるが，その寄与度が全体のタイル尺度に占める割合は低下している。すなわち，直接国税の地域間格差が拡大するに際しては，6大府県とその他の道県との格差がとくに拡大したということができよう。

つぎに地方税をみると，そのタイル尺度は直接国税に比して著しく小さい。また1910年代から1920年代にかけての上昇度も小さく，値はいずれも0.01を若干上回る程度である。1930年代中盤以降になると地方税についてもタイル尺度

は急上昇しているが，やはりその値は直接国税と比較すれば相当小さい。また，地方税のタイル尺度をグループ別の寄与度に分解してみると，「6大府県」，「その他の道県」両グループ間のタイル尺度が全体に占める割合は，10年代には1割未満，20年代でもほぼ1割台に過ぎず，30年代も末期になってやっと5割台に達した程度である。30年代前半までをみると，各グループ内のタイル尺度は「6大府県」が0.01未満，「その他の道県」が0.01強であり，ウェイトが大きいこともあって寄与度は後者が大部分を占めていた。すなわち，30年代前半までは，地方税については6大府県とその他の道県との格差は国税に比して非常に小さかったのである。

直接税全体のタイル尺度は，1910年代には0.02→0.05と上昇したが，1920年代には0.035へとやや低下し，1930年代中盤からは36年度0.0801，39年度0.2730と急上昇した。これをグループ別の寄与度でみると，10年代には「その他の道県」の寄与度の割合が高いが，その寄与度は10年代から30年代前半まで0.011～0.012で横ばいだった。これに対して，タイル尺度が急上昇している時期には，グループ間のタイル尺度の寄与度がとくに高まった，すなわち「6大府県」と「その他の道県」との格差が拡大したのである。

また，直接税全体に関するタイル尺度の値は，直接国税のタイル尺度と地方税のタイル尺度との間にある。つまり，直接税全体の負担に関する地域間格差は，直接国税よりは小さいが，地方税よりは大きい，ということである。そこで，直接税全体の地域間格差に対して，直接国税と地方税がそれぞれどのように寄与しているかが問題になる。この点について検討するために，直接税全体のタイル尺度を構成要素，すなわち直接国税と地方税の寄与度に分解してみたのが第6表－(2)である[7]。これによると，1910年代中盤以降，全体のタイル尺度に対する寄与度は直接国税がそのほとんどを占めていたことがわかる。1930年代中盤まで6～7割のウェイトを占めていた地方税のほうは，ほとんど影響を与えていない，もしくは1918・21・30・36・39年度のように若干ながら格差を縮小させる方向に作用していた。

要するに，直接税負担額の地域間格差は，1910年代後半及び1930年代中盤以降に急激に拡大したが，そのなかでは，直接国税負担額に関する6大府県とその他の道県との格差の拡大が大きな位置を占めていたのである。

以上の検討結果をまとめると，直接国税負担額に関しては6大府県とその他の道県との格差が大きく，とくに東京府，大阪府とその他との差が著しかったが，地方税負担額に関しては道府県ごとの格差は国税と比べて非常に小さかった，ということになる。そうだとすれば，つぎに問題になるのは，6大府県とその他の道県との格差が地方税負担額に関して小さいのはなぜか，という点であるが，これについてはのちにあらためて取り上げることにする。

II　戦間期の直接国税改革と負担の変化

1．所得税と営業税（営業収益税）

「はじめに」でも簡単にふれたが，1926年税制改革のなかでは，直接国税についても大きな改革が行われた。

そのうち，所得税については，第一種（法人）所得のうち留保所得（5～

7）$X=(x_1, x_2, \cdots, x_i, \cdots, x_n)$，$Y=(y_1, y_2, \cdots, y_i, \cdots, y_n)$及び$Z=(z_1, z_2, \cdots, z_i, \cdots, z_n)$について，$x_i=y_i+z_i$という関係がある場合，タイル尺度T(X)は，つぎのように展開できる。

$$T(X) = \sum_{i=1}^{n} \frac{x_i}{n\mu_X} \log \frac{x_i}{\mu_X}$$

$$= \frac{\mu_Y}{\mu_X} \sum_{i=1}^{n} \frac{y_i}{n\mu_Y} \log \frac{x_i}{\mu_X} + \frac{\mu_Z}{\mu_X} \sum_{i=1}^{n} \frac{z_i}{n\mu_Z} \log \frac{x_i}{\mu_X}$$

（μ_X，μ_Y，μ_Zは，X，Y，Zの平均値）

すなわち，タイル尺度T(X)は，$\sum_{i=1}^{n} \frac{y_i}{n\mu_Y} \log \frac{x_i}{\mu_X}$，$\sum_{i=1}^{n} \frac{z_i}{n\mu_Z} \log \frac{x_i}{\mu_X}$（これらを，構成要素Y，Zの「準タイル尺度」と呼ぶ［貝塚ほか前掲論文，24－25頁（本間前掲書，323－324頁）及び経済企画庁調査局編前掲書・1991年版，218頁を参照せよ］）にそれぞれのウェイトを乗じたもの（寄与度）に分解できるのである。

20％の累進税率）と配当所得（５％の比例税率）の区別をやめて普通所得（５％の比例税率）として統合する，同族会社の一定以上の留保に対して高率の課税を行う，法人が納付した第二種（利子等）所得税額を第一種所得税額から控除する，第三種（個人）所得税の免税点を800円から1,200円に引き上げる，第三種所得について前年実績主義をとるとともに，勤労所得控除と扶養家族控除を一部引き上げる，等の改革が行われた。

また営業税は，営業収益税に名称が変わり，課税標準が純益に変更され（税率は法人3.6％，個人2.8％），原則としてすべての営利法人に課税する一方で，個人営業については純益400円が免税点とされ，さらに，地租・資本利子税（新設［税率２％］）額を営業収益税額から控除する，とされた。

この両税について，改革の前後で税収の地域間格差がどのように変化したかを検討するために，６大府県の状況を中心に人口１人当たり額の推移を示したのが第７表である。

まず，第一種所得税については，1926年税制改革の前後で人口１人当たり額が減少している（1925年度1.468円→27年度1.040円［29.1％減］）。人口１人当たり額の変動係数も低下しているが（1925年度1.9892→27年度1.6824），これは税収の約８割と圧倒的な部分を占める６大府県のうち東京府，神奈川県等の減少が著しかったからである。とくに，人口１人当たり額が飛び抜けて高い東京府における急減（1925年度10.180円→27年度 5.954円［41.5％減］）の影響が大きい。ただし，第一種所得税の変動係数は，直接国税全体の変動係数（1925年度0.7061，1927年度0.6977［第２表参照］）と比べればかなり高くなっており，第一種所得税は直接国税のなかでも地域的な偏在の激しかった税だったといえる。

つぎに第三種所得税についてみると，これも1926年税制改革の前後で人口１人当たり額が減少しているが（1925年度2.050円→27年度1.902円［7.2％減］），人口１人当たり額の変動係数は第一種所得税の場合とは逆に上昇した（1925年度0.6900→27年度0.8406→29年度0.9119）。６大府県のなかで東京府，兵庫県

第７表　1926年税制改革の前後における第一種所得税・第三種所得税及び営業税（営業収益税）の負担状況

［第一種所得税］

年度		1925	1926	1927	1928	1929
人口１人当たり額(円)		1.468	1.189	1.040	1.045	0.861
変動係数		1.9892	1.8438	1.6824	1.6843	1.6131
６大府県内の人口１人当たり額（円）	東京	10.180	7.615	5.954	5.906	4.934
	神奈川	2.777	1.643	2.075	1.300	1.281
	大阪	3.743	2.862	3.254	3.381	2.082
	京都	1.569	1.203	0.937	1.441	1.093
	兵庫	2.145	2.654	1.532	1.511	0.983
	愛知	1.041	0.905	0.842	0.882	0.790
６大府県の税収割合(%)		80.9	79.6	77.7	78.3	75.6

［第三種所得税］

年度		1925	1926	1927	1928	1929
人口１人当たり額(円)		2.050	1.993	1.902	1.797	1.845
変動係数		0.6900	0.7149	0.8406	0.8770	0.9119
６大府県内の人口１人当たり額（円）	東京	6.239	6.272	6.750	6.336	6.714
	神奈川	1.680	1.778	1.706	1.675	1.796
	大阪	5.408	4.789	4.983	4.811	4.700
	京都	3.405	3.073	3.291	3.104	3.389
	兵庫	3.848	3.616	3.857	3.811	3.895
	愛知	2.045	1.907	1.864	1.785	1.857
６大府県の税収割合(%)		53.8	55.3	60.2	61.7	63.2

［営業税（営業収益税）］

年度		1925	1926	1927	1928	1929
人口１人当たり額(円)		1.139	1.063	0.811	0.943	0.894
変動係数		0.8134	0.8259	0.7279	0.8978	0.8451
６大府県内の人口１人当たり額（円）	東京	3.685	3.533	2.728	3.639	3.433
	神奈川	1.190	1.113	0.775	1.110	1.026
	大阪	3.583	3.260	2.047	2.496	2.016
	京都	1.591	1.481	1.243	1.479	1.435
	兵庫	2.101	1.872	1.091	1.260	1.109
	愛知	1.335	1.258	0.889	0.986	0.973
６大府県の税収割合(%)		58.3	59.2	55.6	61.4	59.8

注：1)　「変動係数」は，道府県ごとの人口１人当たり額の変動係数。
資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』各回。

及び神奈川県では人口１人当たり額が増大しており，税収に占める６大府県の割合も５割台から６割台に上昇して，地域間格差が拡大したのである。

この所得税内部のくいちがいについてさらに検討するために，1926年税制改革の前後について所得税収の内部の変化を示したのが第８表である。1925年度と27年度を比較した場合，第一種所得税の減少率が27.3％と最も大きいが，６大府県の減少率は30.2％であり，その他の道県（15.1％減）より減少が著しい。第一種所得税のなかでは改革前の留保所得・配当所得合計額，改革後の普通所得がそれぞれ８割前後と圧倒的な地位を占めており，それぞれについて６大府県からの税収が全国の８割前後を占めている。この部分について25年度と27年度を比較すると，６大府県の減少率は22.3％であり，その他の道県の減少率が5.8％だったのに比べて減収が著しい。景気状況の地域間格差という面を考慮に入れたとしても，法人留保所得について５～20％の累進税率から５％の比例税率へと負担を軽減したことが６大府県に有利に作用した，という面はあると思われる。

これに対して，所得税額の５割強を占めていた第三種所得税額については，1925年度と27年度を比較した場合，６大府県が6.6％増加したのに対して，その他の道県は逆に17.9％と大幅な減収になった。そのために，所得税額全体でも６大府県の減少率（10.1％）よりその他の道県の減少率（14.7％）のほうが高くなったのである。そこで，1925年度と27年度の第三種所得について，所得種類ごとの課税所得金額及び納税人員を比較したのが第９表である。

第９表によると，６大府県以外の道県ではすべての所得種類について課税所得が減少しており，減少率はいずれも６大府県より高くなっている。そして全国の課税所得に占める割合が６大府県より大きい田・畑，商業，工業及び「その他」の減少率がとくに高い。また，納税人員について25年度と27年度を比較すると，全国で189.9万人→100.3万人と47.2％，90万人近くも減っているが，とくに６大府県以外では52.3％減と半分以下になったのである。27年度において人口に占める納税者の割合も，６大府県2.5％，その他の道県1.3％と後者の

第8表　1926年税制改革の前後における所得税額

（単位：千円，人，％）

種別		1925年度	うち6大府県	構成比	1927年度	うち6大府県	構成比	増減率	6大府県	その他の道県
第一種	留保所得	29,683	25,278	85.2	—	—	—			
	配当所得	38,162	29,412	77.1	—	—	—			
	（小計）	(67,845)	(54,690)	(80.6)						
	普通所得	—	—	—	54,875	42,481	77.4	−19.1	−22.3	−5.8
	超過所得	18,123	15,450	85.2	10,080	8,314	82.5	−44.4	−46.2	−33.9
	清算所得	1,186	253	21.3	1,497	863	57.7	26.2	241.8	−32.1
	その他	531	529	99.5	−2,687	−2,117	・	・	・	・
	計 A	87,685	70,931	80.9	63,764	49,541	77.7	−27.3	−30.2	−15.1
第二種 B		28,054	17,800	63.4	29,817	19,229	64.5	6.3	8.0	3.2
第三種 C		122,423	65,889	53.8	116,637	70,224	60.2	−4.7	6.6	−17.9
合計 A+B+C		238,163	154,619	64.9	210,218	138,995	66.1	−11.7	−10.1	−14.7

注：1）第一種所得税の「その他」は，1925年度は，施行地外法人所得。1927年度は，旧法による税額及び所得税法第21条による控除税額。

2）「普通所得」の増減率は，1925年度の「（小計）」に対する増減率。

資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』第52回・第54回。

第9表　第三種所得税の課税所得金額及び納税人員

（単位：千円，千人，%）

		1925年度	うち6大府県	構成比	1927年度	うち6大府県	構成比	増減率	6大府県	その他の道県
所得種類	田・畑	538,901	50,048	9.3	331,106	39,293	11.9	−38.6	−21.5	−40.3
	貸宅地・貸家	323,822	219,259	67.7	333,387	238,439	71.5	3.0	8.7	−9.2
	商業	826,208	366,854	44.4	615,961	287,306	46.6	−25.4	−21.7	−28.5
	工業	143,973	48,622	33.8	88,953	34,053	38.3	−38.2	−30.0	−42.4
	配当	307,431	177,300	57.7	314,585	191,116	60.8	2.3	7.8	−5.1
	給与等	713,724	381,369	53.4	600,881	356,193	59.3	−15.8	−6.6	−26.4
	その他	428,329	138,971	32.4	300,338	122,368	40.7	−29.9	−11.9	−38.5
	控除額	−131,704	−40,155	30.5	−179,532	−80,674	44.9	36.3	100.9	8.0
合計		3,150,683	1,342,267	42.6	2,405,679	1,188,094	49.4	−23.6	−11.5	−32.7
納税人員	A	1,899	628	33.1	1,003	396	39.5	−47.2	−36.9	−52.3
人口	B	59,737	15,142	25.3	61,317	15,918	26.0	2.6	5.1	1.8
（A／B）		(3.2)	(4.1)		(1.6)	(2.5)				

注：1）第三種所得の「給与等」は，俸給・給料・歳費・賞与・諸給与及び労力。

2）「控除額」は，勤労所得控除・扶養控除及び生命保険料控除の合計。

3）「人口」は，1925年は国勢調査人口，1927年は内閣統計局推計人口。

資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』第52回・第54回。

ほうが低い。第三種所得税の場合，この税制改革による免税点の引き上げ等によって，６大府県以外の地域を中心に，従来の納税者の約半分，いいかえれば低額納税者が，課税を免れるようになった。そのため，人口１人当たり負担額の地域間格差が拡大したのである。

ここで第７表に戻り，営業税（営業収益税）の動きをみよう。1926年税制改革によって営業税は国税・地方税を通じて軽減され，政府の予想をも上回る減収となった[8]。とくに，営業収益税への転換と1927年金融恐慌後の不況が重なった1927年度を改革前の25年度と比較してみると，人口１人当たり税額は1925年度1.139円→27年度0.811円と28.8％の大幅な減少をみせたのである。28・29年度の税額はそれと比べれば多いが，改革前と比較すれば２割前後の減少となっている。また，人口１人当たり額の変動係数は1925年度0.8134→27年度0.7279→28年度0.8978と推移しており，１人当たり税額が減少した年に格差が縮小している。

６大府県についてみると，その税収が全国に占める割合は，従来６割近くあったのが27年度に55.6％へ落ち，それが28年度にはふたたび６割に戻った。ただし，６大府県がすべて同じ動きを示したわけではない。25年度→27年度の動きをみるといずれも１人当たり額が急減しているが，28年度には東京府，京都府及び神奈川県で元の水準に近いところまで回復したのに対して，大阪府，兵庫県及び愛知県ではあまり回復しなかった，というように，内部で明暗が分かれたのであった。

２．地　　租

1926年税制改革において，地租改革は１つの大きな論争点であったが，結局，課税標準を法定地価から賃貸価格へ転換するとともに，住所地市町村及び隣接

８）　前掲拙稿，50－53頁を参照されたい。

市町村内の合計で法定地価200円未満の自作田畑について地租を徴収しない，という免税点制度を導入した。後者は1926年度から実施されており，地租収入は改革前の7,200～7,500万円から6,800万円前後に減少した。

これに対して，課税標準の賃貸価格への転換については，当初1928年度からの実施をめざして，1926年４月現在の賃貸価格を調査する土地賃貸価格調査事業が1926～27年に行われた。ところが，政友会の田中義一内閣のもとでは両税委譲問題が再燃したために，国税のまま課税標準を変更する作業は事実上中断された。そして，両税委譲が挫折した後，民政党の浜口雄幸内閣が成立するとともに作業は再開され，1931年税制改革のなかで，課税標準の法定地価から賃貸価格への変更，従来さまざまに分けられていた税率（府県では，宅地2.5％，田畑4.5％，その他5.5％。北海道では，宅地2.5％，田畑3.2％，その他４％）の3.8％への統一，自作田畑免税点の改定（法定地価200円→賃貸価格200円）等が行われた。

この改革，とくに課税標準の賃貸価格への転換による負担の変化が，地域間でどのように異なるのか。この問題を検討する前提として，大蔵省による土地賃貸価格調査事業の報告書に記された「現在地価」，すなわち法定地価と「賃貸価格」とを比較してみたのが第10表である。

この表によると，全国の有租地のうち，面積の構成では，山林が52％，田が18％，畑が17％，原野が９％であり，宅地はわずか３％に過ぎない。しかし，「現在地価」の構成は，田が51％，宅地が35％，畑が12％の順となり，山林は１％に過ぎなくなる。これは，表に示したように，単位面積当たりの「現在地価」に大きな差があるからである。１反歩当たりの「現在地価」は，宅地169.626円，田34.665円，畑8.410円に対して，山林はわずか0.321円であった。そして，これらの土地について「賃貸価格」を調査してみると，その構成は，田48％，宅地36％，畑12％であり，この３者を合わせると「賃貸価格」総額の97％を占めることになる。そこで，以下ではこの３者にしぼって議論を進めることにする。

第10表　『土地賃貸価格調査事業報告書』(1926年4月現在)における「現在地価」と「賃貸価格」の比較

地目	面積(無租地を除く)[町]	現在地価[円] A	1反歩当たり[円]	賃貸価格[円] B	1反歩当たり[円]	B／A [%]
田	2,934,801	1,017,358,454	34.665	838,278,876	28.563	82.4
畑	2,743,657	230,751,589	8.410	215,567,752	7.857	93.4
宅地	412,339	699,434,073	169.626	628,945,802	152.531	89.9
	(1,237,018)		(0.565)		(0.508)	
塩田	5,790	1,870,854	32.310	2,726,860	47.093	145.8
鉱泉地	4	173,147	3,906.518	382,646	8,633.215	221.0
池沼	12,900	183,578	1.423	331,869	2.573	180.8
山林	8,478,468	27,220,622	0.321	41,482,536	0.489	152.4
牧場	132,436	360,964	0.273	201,362	0.152	55.8
原野	1,538,473	2,990,478	0.194	4,536,868	0.295	151.7
雑種地	16,003	1,635,689	10.221	2,264,539	14.151	138.4
合計	16,274,872	1,981,979,446	12.178	1,734,719,111	10.659	87.5

注：1)　宅地の（　）内は，面積は千坪単位，現在地価・賃貸価格は1坪当たり。
資料：大蔵省主税局『土地賃貸価格調査事業報告書』(1926年4月現在。1930年3月発行)。

「賃貸価格」の「現在地価」に対する比率（以下，「賃貸価格評価率」と呼ぶ）は，全体では87.5%であり，全体的には「賃貸価格」が「現在地価」より1割以上低かったことがわかる。この表のなかで，塩田以下の地目では「賃貸価格」のほうが高いものが多いが，上でみたように，これらの地目が全体に占める割合は非常に小さい。それに対して，田・畑・宅地の3者について「賃貸価格評価率」をみると，田82.4%，畑93.4%，宅地89.9%となっており，いずれも「賃貸価格」は「現在地価」を下回っている。3者のなかでもとくに重要な田と宅地（両者を合計すると，「現在地価」総額の86.6%，「賃貸価格」総額の84.6%を占める）を比較すれば，宅地のほうが賃貸価格の相対的な評価は高いといえる。

つぎに，田，畑，宅地及び有租地全体について「賃貸価格」と「現在地価」

を道府県ごとに比較したのが第11表である。田及び畑についてみると，山口県と鹿児島県では，田・畑とも「賃貸価格」が「現在地価」を上回っている。この両県は，明治維新及びその後の藩閥政府の中心人物を多数輩出した地域であることから，地租の負担を軽くするために地租改正以来の地価の設定が低めに抑えられていたのではないか，と推測することができよう。また，田について「賃貸価格評価率」が70％を下回っているのは，大阪府，滋賀県，埼玉県，三重県，愛知県，東京府及び沖縄県であり，沖縄県を除けば，これらは単位面積当たりの「現在地価」が高い府県である。

この点を一般化するために，田について道府県別にみた単位面積当たり「現在地価」と「賃貸価格評価率」との相関係数を算出すると－0.522となり，負の相関がみられる。また，単位面積当たりの「現在地価」と「賃貸価格」の変動係数は，それぞれ0.2491と0.1909であった。課税標準の変更に際して，「現在地価」の高い地域ほど「賃貸価格評価率」が低かったため，地域間格差は縮小したのである。

畑についても同様に単位面積当たり「現在地価」と「賃貸価格評価率」との相関係数を算出してみると，－0.418となる。また，単位面積当たりの「現在地価」と「賃貸価格」の変動係数は，それぞれ0.4268と0.3740であった。畑のほうが田より地域間格差は大きかったが，ここでも格差の縮小がみられた。

それに対して，宅地について「賃貸価格評価率」が100％を越えているのは東京府，大阪府，京都府，山口県及び福岡県であり，６大府県のうち３府県が含まれている。宅地について単位面積当たり「現在地価」と「賃貸価格評価率」との相関係数を算出すると0.789となり，こちらは正の相関がみられる。また，単位面積当たりの「現在地価」と「賃貸価格」の変動係数は，それぞれ0.8764と1.5318であった。つまり，宅地に関しては，もともと「現在地価」の地域間格差が大きかったことに加えて，田畑とは逆に，課税標準の変更に際して「現在地価」の高い地域ほど「賃貸価格評価率」が高かったため，地域間格差はさらに拡大したのである。

第11表　『土地賃貸価格調査事業報告書』(1926年4月現在)における「現在地価」と「賃貸価格」の比較

税務監督局	道府県	田（1反歩当たり）			畑（1反歩当たり）			宅地（1坪当たり）			総額		
		現在地価［円］A	賃貸価格［円］B	B／A［%］	現在地価［円］C	賃貸価格［円］D	D／C［%］	現在地価［円］E	賃貸価格［円］F	F／E［%］	現在地価［千円］G	賃貸価格［千円］H	H／G［%］
東京	東京	41.954	28.884	69	11.449	14.297	125	2.543	3.871	152	122,647	180,428	147
	神奈川	42.170	30.123	71	11.995	10.545	88	0.985	0.983	100	41,287	38,146	92
	埼玉	42.991	28.980	67	12.461	11.946	96	0.330	0.191	58	57,926	41,550	72
	千葉	31.323	26.599	85	8.832	8.411	95	0.297	0.198	67	55,877	46,107	83
	山梨	43.375	32.304	74	11.033	8.440	76	0.414	0.227	55	18,679	13,148	70
	栃木	29.688	28.174	95	9.401	8.716	93	0.316	0.219	69	38,403	34,081	89
	茨城	31.813	27.501	86	8.173	8.057	99	0.276	0.167	61	55,190	45,895	83
	群馬	39.635	32.806	83	11.365	11.142	98	0.373	0.240	64	34,027	27,978	82
大阪	大阪	51.786	33.946	66	21.217	15.969	75	2.553	3.111	122	102,876	108,499	105
	京都	37.969	31.206	82	14.748	13.790	94	1.051	1.119	106	43,120	41,569	96
	兵庫	42.624	34.834	82	12.061	10.702	89	1.086	0.940	87	92,887	79,637	86
	奈良	48.045	33.907	71	19.123	14.919	78	0.428	0.279	65	22,661	16,303	72
	和歌山	43.221	31.321	72	15.884	13.236	83	0.526	0.378	72	23,349	18,017	77
	滋賀	46.386	30.494	66	22.540	15.053	67	0.456	0.221	48	41,190	26,049	63
	福井	37.319	27.659	74	10.391	9.572	92	0.479	0.268	56	26,243	18,870	72
	石川	37.258	29.381	79	6.784	6.552	97	0.532	0.312	59	31,130	23,506	76
	富山	35.716	26.975	76	5.487	5.890	107	0.436	0.238	55	37,872	27,369	72
	香川	44.946	34.740	77	12.500	11.584	93	0.487	0.271	56	27,536	20,388	74
	徳島	41.393	31.341	76	12.783	12.529	98	0.458	0.252	55	23,606	17,873	76
	高知	37.221	28.836	77	2.574	3.132	122	0.460	0.257	56	20,948	16,584	79
札幌	北海道	11.618	10.795	93	3.655	2.259	62	0.640	0.562	88	34,375	25,888	75
仙	宮城	20.218	22.243	110	8.412	7.349	87	0.298	0.205	69	31,348	30,028	96
	岩手	23.666	21.265	90	5.486	4.192	76	0.202	0.111	55	24,533	19,988	81

台	福島	28.332	24.160	85	10.220	7.326	72	0.318	0.177	56	48,690	38,004	78
	秋田	22.222	24.484	110	6.422	4.455	69	0.266	0.154	58	32,711	31,942	98
	青森	22.312	20.975	94	4.621	3.607	78	0.250	0.161	64	23,091	19,722	85
	山形	28.440	27.828	98	9.291	8.208	88	0.348	0.201	58	39,937	34,980	88
名古屋	愛知	42.660	27.347	64	15.693	16.812	107	0.739	0.693	94	87,993	72,596	83
	静岡	41.307	30.325	73	10.149	10.870	107	0.449	0.306	68	49,012	38,978	80
	三重	42.720	27.062	63	16.869	14.724	87	0.525	0.284	54	49,865	32,796	66
	岐阜	35.698	30.162	84	10.014	10.876	109	0.435	0.252	58	40,331	32,966	82
	長野	34.824	30.603	88	10.146	11.471	113	0.390	0.230	59	49,667	42,948	86
	新潟	31.050	26.899	87	7.561	7.882	104	0.375	0.209	56	78,420	64,298	82
広島	広島	37.135	30.080	81	15.044	12.519	83	0.690	0.451	65	52,373	40,931	78
	山口	25.254	28.472	113	3.415	5.342	156	0.286	0.295	103	29,941	33,925	113
	岡山	41.027	31.814	78	14.351	11.361	79	0.496	0.298	60	55,408	41,544	75
	鳥取	34.892	29.399	84	10.887	11.179	103	0.375	0.205	55	17,107	13,913	81
	島根	33.400	27.965	84	8.517	7.200	85	0.312	0.163	52	27,234	22,051	81
	愛媛	36.467	32.720	90	8.051	8.102	101	0.433	0.251	58	31,334	26,679	85
熊本	熊本	36.801	32.039	87	7.901	8.059	102	0.387	0.247	64	47,821	40,164	84
	福岡	38.344	31.840	83	8.211	9.085	111	0.487	0.488	100	67,234	60,582	90
	大分	33.144	31.158	94	8.939	8.697	97	0.297	0.213	72	28,977	26,382	91
	長崎	31.761	28.029	88	8.047	8.451	105	0.581	0.371	64	26,422	21,729	82
	佐賀	42.829	33.805	79	12.165	10.447	86	0.429	0.234	55	31,157	23,519	75
	鹿児島	24.097	27.110	113	4.231	5.656	134	0.233	0.186	80	30,725	33,200	108
	宮崎	25.681	24.834	97	4.444	5.808	131	0.216	0.151	70	19,073	18,480	97
	沖縄	13.044	5.251	40	11.820	5.492	46	0.159	0.073	46	9,746	4,488	46
全国		34.665	28.563	82	8.410	7.857	93	0.565	0.508	90	1,981,979	1,734,719	88

注：1）「総額」は，田，畑，宅地，塩田，鉱泉地，池沼，山林，牧場，原野及び雑種地の合計。

資料：大蔵省主税局『土地賃貸価格調査事業報告書』（1926年4月現在。1930年3月発行）。

有租地全体の「現在地価」総額に対する「賃貸価格評価率」が100％を越えているのは，東京府（147％），山口県（113％），鹿児島県（108％）及び大阪府（105％）の2府2県である。上でみたとおり，山口県と鹿児島県については田畑の影響が大きく，東京府と大阪府では宅地の影響が大きい。「賃貸価格評価率」が90％台の府県のなかでも，秋田県，宮城県，宮崎県及び大分県の場合は田畑の影響が大きく，京都府，神奈川県及び福岡県の場合は宅地[及び畑]の影響が大きいといえる。「現在地価」総額と「賃貸価格」総額の変動係数は，それぞれ0.5469と0.7625であった。宅地における地域間格差拡大の影響が強く，全体としても地域間格差は拡大したといえる。

そこでつぎに，宅地の「現在地価」と「賃貸価格」を市部と町村部とに分けるとともに，6大府県を取り出してみたのが第12表である。全国を市部と町村部とに分けてみた場合，1坪当たりの「現在地価」では市部が町村部の8.8倍であるが，「賃貸価格評価率」は市部（115.2％）が町村部（66.3％）に比してはるかに高かったため，1坪当たりの「賃貸価格」では市部が町村部の15.3倍になったのである。さらに，6大府県の「賃貸価格評価率」（121.9％）は全国（89.9％）を大きく上回っている。宅地の「賃貸価格評価率」は都市部ほど高かったのである。

ただし，6大府県のなかで市部と町村部を比較すると，「賃貸価格評価率」はそれぞれ124.0％と114.6％であり，差はあまり大きくない。これは，東京府以外の5府県において市部が町村部を大きく上回っているのに対して，6大府県のうちでも「賃貸価格評価率」が最も高い東京府（152.2％）に限って，市部（130.5％）よりも町村部（270.8％）のほうがはるかに高いためである。当時は東京市による大規模な町村編入（1932年10月実施）がまだ行われておらず，東京市周辺の町村部における「賃貸価格評価率」は，豊多摩郡（467.1％），荏原郡（295.8％），北豊島郡（281.5％）及び南葛飾郡（255.8％）おいては，東京市内（130.8％）よりも高かったのである[9]。これらの地域が当時すでに実質的に東京市と一体化していたと考えれば，宅地の「賃貸価格評価率」は都市

第12表　『土地賃貸価格調査事業報告書』(1926年4月現在)
における宅地の「現在地価」と「賃貸価格」

	面　積（無租地を除く）［千坪］	現在地価［千円］A	1坪当たり［円］	賃貸価格［千円］B	1坪当たり［円］	B／A［%］
全　国	1,237,018	699,434	0.565	628,946	0.508	89.9
(市　部)	(118,784)	(338,446)	(2.849)	(389,781)	(3.281)	(115.2)
(町村部)	(1,118,235)	(360,988)	(0.323)	(239,165)	(0.214)	(66.3)
6大府県	207,012	308,895	1.492	376,450	1.818	121.9
(市　部)	(55,738)	(238,758)	(4.284)	(296,104)	(5.312)	(124.0)
(町村部)	(151,274)	(70,137)	(0.464)	(80,346)	(0.531)	(114.6)
東京府	43,847	111,499	2.543	169,712	3.871	152.2
(市　部)	(13,136)	(94,259)	(7.176)	(123,022)	(9.365)	(130.5)
(町村部)	(30,711)	(17,240)	(0.561)	(46,690)	(1.520)	(270.8)
神奈川県	25,636	25,248	0.985	25,211	0.983	99.9
(市　部)	(6,383)	(17,922)	(2.808)	(19,155)	(3.001)	(106.9)
(町村部)	(19,252)	(7,326)	(0.381)	(6,057)	(0.315)	(82.7)
大阪府	28,107	71,760	2.553	87,447	3.111	121.9
(市　部)	(14,420)	(64,841)	(4.497)	(82,782)	(5.741)	(127.7)
(町村部)	(13,687)	(6,919)	(0.506)	(4,665)	(0.341)	(67.4)
京都府	21,281	22,363	1.051	23,820	1.119	106.5
(市　部)	(5,750)	(16,437)	(2.859)	(19,835)	(3.449)	(120.7)
(町村部)	(15,531)	(5,926)	(0.382)	(3,985)	(0.257)	(67.2)
兵庫県	37,186	40,376	1.086	34,967	0.940	86.6
(市　部)	(6,028)	(24,888)	(4.129)	(24,572)	(4.076)	(98.7)
(町村部)	(31,158)	(15,487)	(0.497)	(10,395)	(0.334)	(67.1)
愛知県	50,955	37,650	0.739	35,293	0.693	93.7
(市　部)	(10,021)	(20,410)	(2.037)	(26,739)	(2.668)	(131.0)
(町村部)	(40,935)	(17,240)	(0.421)	(8,554)	(0.209)	(49.6)

資料：大蔵省主税局『土地賃貸価格調査事業報告書』(1926年4月現在。1930年3月発行)。

9）　大蔵省主税局『土地賃貸価格調査事業報告書』(1926年4月現在。1930年3月発行）の「土地賃貸価格調査事蹟表」，92頁。なお，豊多摩郡は現在の中野区・渋谷区・杉並区及び新宿区（一部），荏原郡は現在の世田谷区・大田区・目黒区及び品川区，北豊島郡は現在の北区・荒川区・豊島区・板橋区及び練馬区，南葛飾郡は現在の葛飾区・江戸川区・墨田区（一部）及び江東区（一部）である。

部ほど高かったという結論を修正する必要はないと思われる。

最後に，1931年税制改革の前後（1930年と1932年）における地租の変化を道府県別に示したのが第13表である。この改革によって，地租は約6,800万円から5,800万円台へと約1,000万円の減収になった。そして，地租全体が14.0％の減収を示したなかで，田畑地租が33.0％の減少となったのに対して，宅地租は36.5％増と大幅な増収になった。地租に占める宅地租の割合は26.0％→41.2％と急上昇したのであり，この割合はすべての道府県において上昇した。課税標準の変更，税率の統一等によって，田畑と宅地との間で大きな負担の変化が生じたわけである。

ここで6大府県とその他の道県とに分けてみた場合，田畑については両方とも3～4割の減収となっている。田畑地租はすべての道府県で減収となったが，減少率が10％未満なのは鹿児島県と山口県だけであった。ところが宅地租についてみると，6大府県では81.0％増と大幅な増収を示したのに対して，その他の道県では1.7％増とわずかな増収にとどまったのである。6大府県以外で宅地租が増収になったのは17道県であるが，そのうち10％以上の増加率を示したのは7道県に過ぎない。また，6大府県における宅地租のなかでも，東京府と大阪府の増加率はそれぞれ111.6％，91.5％であり，飛び抜けて高かった。地租に占める宅地租の割合は，東京府では94.5％，大阪府でも83.9％に達したのであり，ほかにこの割合が50％を越えたのは，残りの4大府県と北海道だけであった。

地租全体の増減率についてみると，6大府県が23.4％の増収となったのに対して，その他の道県では24.5％の減収となった。その結果，地租全体の税収に占める6大府県の割合は22.0％→31.5％と高まったのである。道府県別にみた場合，地租が増収となったのは東京府，大阪府，神奈川県，京都府，鹿児島県及び山口県の6府県だけであったが，そのなかでも東京府（92.1％増）と大阪府（34.4％増）の増収がとくに目だつ。逆に，14県では地租が3割以上の減収となり，とくに沖縄県（61.5％減），滋賀県（45.7％減）及び三重県（42.0％

減）では4割以上の減収となった。

また，1930年における人口1人当たりの地租額を道府県別に比較すると[10]，全国平均が1.055円であるのに対して，地租が増収となった6府県では，東京府0.572円（47道府県中45位），大阪府0.893円（38位），神奈川県0.789円（42位），京都府0.863円（40位），山口県0.926円（36位），鹿児島県0.577円（44位）となっていた。これらの府県では，改革前は地租が相対的に軽かったのである。

逆に，地租の減少率が高い順に10県をとり，同じく1930年における人口1人当たりの地租額をみると，沖縄県0.349円（47位），滋賀県2.279円（1位），三重県1.564円（4位），奈良県1.424円（10位），富山県1.850円（2位），福井県1.546円（5位），山梨県0.987円（30位），埼玉県1.443円（9位），佐賀県1.724円（3位），岡山県1.536円（6位）となる。沖縄県と山梨県を除けば，改革前に地租負担額の多かった地域において減収が著しかったといえる。とくに，この10県における宅地の「賃貸価格評価率」は，奈良県（65.2%）を除けばいずれも6割以下であり，全国平均（89.9%）を大きく下回っていたのである（第11表参照）。

なお，道府県別にみた1930年の人口1人当たり地租税額と地租の変化率（1932年地租額／1930年地租額）との相関係数は－0.467であった。

要するに，1931年の地租改革においては，課税標準の法定地価から賃貸価格への転換及び税率の3.8%への統一に伴って，田畑地租が減収，宅地租が増収となり，地租に占める宅地租の割合が上昇した。そして，宅地租においては6大府県への集中が進み，とくに東京府と大阪府では著しい増収がみられた。こうして，全国的にみて地租が軽減されるなかで，地租負担における都市部の比重が高まったのである。

10）人口は，1930年10月1日現在の国勢調査による。

第13表　1931年税制改革に伴う地租の変化

税務監督局	道府県	1930年1月1日現在 地租〔千円〕	うち田畑	構成比〔%〕	うち宅地	構成比〔%〕	1932年1月1日現在 地租〔千円〕	うち田畑	構成比〔%〕	うち宅地	構成比〔%〕	増減率〔%〕 地租	田畑	宅地
東京	東京	3,096	425	13.7	2,655	85.7	5,947	305	5.1	5,618	94.5	92.1	−28.2	111.6
	神奈川	1,278	596	46.7	653	51.1	1,484	356	24.0	1,093	73.6	16.2	−40.2	67.3
	埼玉	2,106	1,659	78.8	401	19.1	1,409	997	70.8	370	26.2	−33.1	−39.9	−7.9
	千葉	2,050	1,638	79.9	365	17.8	1,600	1,151	72.0	394	24.6	−22.0	−29.7	7.9
	山梨	623	465	74.6	139	22.3	412	269	65.3	125	30.3	−33.9	−42.2	−10.4
	栃木	1,406	1,075	76.5	286	20.3	1,191	831	69.8	306	25.7	−15.3	−22.7	7.2
	茨城	2,025	1,608	79.4	378	18.6	1,586	1.172	73.9	359	22.6	−21.7	−27.1	−5.0
	群馬	1,171	831	71.0	282	24.1	930	589	63.3	288	31.0	−20.6	−29.2	2.1
大阪	大阪	3,160	1,271	40.2	1,861	58.9	4,246	654	15.4	3,563	83.9	34.4	−48.5	91.5
	京都	1,340	732	54.7	571	42.6	1,438	477	33.2	926	64.4	7.3	−34.8	62.1
	兵庫	3,147	2,005	63.7	1,053	33.5	2,870	1,303	45.4	1,467	51.1	−8.8	−35.0	39.3
	奈良	849	717	84.5	110	13.0	535	395	73.8	118	22.0	−36.9	−44.9	7.0
	和歌山	817	636	77.9	157	19.3	585	360	61.6	188	32.2	−28.4	−43.4	19.5
	滋賀	1,576	1,326	84.2	214	13.6	856	659	77.0	167	19.5	−45.7	−50.3	−21.8
	福井	955	772	80.8	164	17.1	624	456	73.0	146	23.3	−34.7	−41.0	−11.1
	石川	1,109	873	78.7	217	19.6	749	527	70.3	200	26.7	−32.4	−39.7	−7.8
	富山	1,441	1,229	85.3	201	13.9	936	752	80.3	172	18.3	−35.1	−38.8	−14.6
	香川	1,017	775	76.2	181	17.8	687	480	69.9	161	23.4	−32.4	−38.0	−11.2
	徳島	805	598	74.2	165	20.4	550	374	68.0	143	25.9	−31.7	−37.5	−13.5
	高知	742	601	81.1	122	16.4	526	394	74.9	109	20.8	−29.1	−34.6	−10.3
札幌	北海道	1,089	533	49.0	402	36.9	1,066	410	38.5	562	52.7	−2.1	−23.1	39.8
仙台	宮城	1,153	875	75.9	218	18.9	1,009	728	72.2	239	23.7	−12.5	−16.7	9.7
	岩手	835	643	77.0	155	18.6	629	449	71.3	132	21.0	−24.7	−30.2	−14.6
	福島	1,810	1,495	82.6	275	15.2	1,268	968	76.3	239	18.9	−30.0	−35.3	−12.8
	秋田	1,243	1,050	84.5	171	13.7	1,115	924	82.9	159	14.3	−10.3	−12.0	−6.9
	青森	837	665	79.5	141	16.9	692	526	76.0	142	20.6	−17.3	−20.8	1.0

	山形	1,524	1,238	81.3	234	15.4	1,197	953	79.6	210	17.5	−21.4	−23.0	−10.3
名古屋	愛知	2,931	1,933	66.0	962	32.8	2,467	1,055	42.8	1,370	55.5	−15.8	−45.4	42.4
	静岡	1,663	1,225	73.7	394	23.7	1,222	743	60.8	413	33.8	−26.5	−39.4	4.8
	三重	1,810	1,454	80.4	324	17.9	1,049	722	68.8	276	26.3	−42.0	−50.4	−14.9
	岐阜	1,377	1,047	76.1	280	20.4	1,044	728	69.8	264	25.3	−24.2	−30.5	−5.7
	長野	1,638	1,235	75.4	370	22.6	1,345	939	69.8	353	26.2	−17.9	−24.0	−4.7
	新潟	2,934	2,425	82.7	442	15.1	2,190	1,730	79.0	392	17.9	−25.3	−28.7	−11.3
広島	広島	1,730	1,229	71.0	455	26.3	1,307	771	59.0	474	36.3	−24.5	−37.3	4.2
	山口	1,051	804	76.5	188	17.9	1,086	755	69.5	277	25.5	3.3	−6.1	47.3
	岡山	1,972	1,596	80.9	340	17.2	1,328	960	72.3	322	24.2	−32.7	−39.9	−5.2
	鳥取	638	537	84.2	91	14.3	470	373	79.4	82	17.5	−26.4	−30.6	−10.0
	島根	979	834	85.1	125	12.7	697	555	79.7	103	14.8	−28.9	−33.4	−17.4
	愛媛	1,071	830	77.5	203	19.0	834	603	72.3	188	22.6	−22.1	−27.4	−7.2
熊本	熊本	1,749	1,403	80.3	295	16.9	1,358	1,029	75.8	299	22.0	−22.3	−26.7	1.0
	福岡	2,491	1,939	77.8	492	19.7	2,059	1,302	63.2	707	34.3	−17.3	−32.8	43.8
	大分	1,031	830	80.5	151	14.7	848	635	74.9	167	19.7	−17.8	−23.4	10.4
	長崎	795	495	62.3	268	33.7	663	364	54.9	272	41.1	−16.6	−26.4	1.6
	佐賀	1,192	1,021	85.6	147	12.4	801	653	81.6	127	15.9	−32.9	−36.0	−13.6
	鹿児島	898	631	70.3	225	25.0	938	620	66.1	283	30.1	4.5	−1.7	25.7
	宮崎	669	531	79.5	104	15.6	591	442	74.7	122	20.6	−11.6	−16.8	17.0
	沖縄	201	140	69.6	48	24.0	77	38	48.7	34	44.5	−61.5	−73.1	−28.7
全国		68,025	48,473	71.3	17,677	26.0	58,510	32,476	55.5	24,122	41.2	−14.0	−33.0	36.5
6大府県		14,952	6,962	46.6	7,756	51.9	18,453	4,151	22.5	14,037	76.1	23.4	−40.4	81.0
(構成比)		(22.0)	(14.4)		(43.9)		(31.5)	(12.8)		(58.2)				
その他		53,073	41,510	78.2	9,921	18.7	40,058	28,325	70.7	10,084	25.2	−24.5	−31.8	1.7
(構成比)		(78.0)	(85.6)		(56.1)		(68.5)	(87.2)		(41.8)				

注：1) 「有地租表」の合計額から，自作農地に関する免税点の設定による不徴収額（1930年 7,387,330円，1932年 6,724,932円）を控除した額である。なお，耕地整理事業に伴う利益・免租等（1930年38,962円，1932年60,622円）は，道府県ごとの田畑・宅地等に分けられておらず，少額でもあるので，控除しなかった。また，1931年の改革により，合計賃貸価格1円未満の者については，地租を徴収しないことになったが，耕地整理の場合と同様の理由で，これによる減収額（1932年51,726円）は，控除しなかった。

資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』第56回・第58回の「有地租表」による。

III 地方税負担の地域間格差と税率構造
―― 6大都市とその他の市町村――

Ⅰの最後で，6大府県とその他の道県との格差が直接国税負担額に関して大きいのに対して，地方税負担額に関して小さいのはなぜか，という問題を提示しておいた。

地方税のなかには，家屋税・雑種税・戸数割等のような独立税もあるが，直接国税額を課税標準とする国税附加税もあり，むしろそのほうが地方税の主軸とされていた。たとえば，この附加税率が地域ごとに違っていれば，国税と地方税の負担額の分布は異なってくるはずである。そこで，まず直接国税附加税率について簡単に検討してみたい。

第14表には，主な直接国税附加税の平均附加税率の推移を示しておいた。ここにみられるように，附加税率は，地租附加税・営業税附加税を中心に，第一次大戦末期から1920年代初頭にかけて急上昇した。国も，地方財政の急膨張に対応すべく，附加税率の制限を1919年・20年と緩和したが，20年代前半には附加税率制限を大きく上回る課税がなされていたことがわかる。これは，国（内務大臣及び大蔵大臣）が道府県・市町村に対して制限外課税を許可するという形で行われていた。20年代前半の時点で，地租附加税・営業税附加税及び所得税附加税に戸数割を加えると地方税の7割以上に達していたが，これらを中心とする地方税負担の急増は，農村下層階級・自作農・地主及び中小商工業者の負担をとくに増大させ，諸階級の反発を招いていた。これは税制整理を求める大きな圧力の1つとなったが，地方税制整理を重視していた政友会についてはとくにそれがいえる。

また，1930年代にはいっても附加税率の高い状態がつづいたが，たとえば，1935年の時点で「現下ノ国情特ニ国民経済振興ノ必要ニ鑑ミ中央地方ヲ通ズル財政改善ノ根本方策如何」について審議した内閣審議会も，その中間報告のなかで，地租附加税・営業収益税附加税及び所得税附加税について，つぎのよう

第14表　主な直接国税附加税の平均附加税率の推移

（単位：%）

年度	道府県				市				町村			
	地租附加税		営業税附加税	所得税附加税	地租附加税		営業税附加税	所得税附加税	地租附加税		営業税附加税	所得税附加税
	宅地	其他			宅地	其他			宅地	其他		
1915	16.9	41.7	13.8	5.2	11.5	27.0	19.5	19.2	9.9	22.5	14.8	14.6
1918	20.2	49.8	16.3	6.2	11.3	26.4	20.2	19.8	10.1	23.5	15.0	14.8
1921	47.2	114.0	41.1	5.1	37.1	85.4	56.1	20.6	26.6	61.3	43.0	14.1
1924	47.9	116.9	56.3	5.1	36.9	87.6	72.3	19.0	28.2	66.6	57.3	14.2
1927	48.4	118.2	42.3	33.7	39.7	92.1	79.6	13.4	29.3	69.0	62.5	7.9
1930	50.9	124.2	61.6	35.8	42.5	99.5	84.2	14.0	30.0	70.5	63.6	7.6
1933	133.5		69.8	36.0	62.3		89.4	12.9	81.1		71.3	7.7
1936	131.7		72.4	37.4	79.1		90.7	12.9	79.2		74.2	7.9
1939	128.7		73.1	37.7	88.5		91.1	12.6	79.0		77.4	8.2

［参考］主な直接国税の附加税率制限［1911年度～1931年税制改革］

（単位：%）

年度	道府県				市町村			
	地租附加税		営業税附加税	所得税附加税	地租附加税		営業税附加税	所得税附加税
	宅地	其他			宅地	其他		
1911	13	32	11	4	9	21	15	15
1919	（既定制限の80%超まで課税可能）				（既定制限の60%超まで課税可能）			
1920	34	83	29	3.6	28	66	47	14
1923	↓	↓	41	↓	↓	↓	61	↓
1927	↓	↓	↓	24	↓	↓	60	0（または7）*
1931	79		↓	↓	63		↓	↓
1932	82		46.5	↓	66		66	↓

注：1）「平均附加税率」は，附加税を課している団体の税率の単純平均値（町村については，課税団体がある道府県内の平均値の平均をとったもの）。

2）「営業税附加税」は，1927年度以降は「営業収益税附加税」。

3）「附加税率制限」の「↓」は，以前と同じであることを示す。

4）1927年度以降の市町村の所得税附加税（＊）は，原則として廃止されたが，戸数割の賦課が困難な場合，７%以内の所得税附加税が許可された。

資料：内務省地方局『地方財政概要』各年度版による。

第15表　主な直接国税の道府県ごとの人口１人当たり額と道府県による附加税率との相関係数

	1925年度	1928年度	1937年度
地　租			−0.448
宅　　地	−0.170	−0.377	
そ の 他	0.044	0.126	
営業［収益］税	−0.388	−0.493	−0.814
所得税(第１種・第３種)	−0.144	−0.566	−0.814
［参考］平均附加税率(%)			
地　租			130.1
宅　地	46.9	49.9	
その他	114.5	122.2	
営業［収益］税	55.8	60.8	72.7
所得税	5.0	35.2	37.5
［参考］道府県税における主な直接国税附加税の構成比(%)			
地租附加税	31.8	28.1	21.0
営業[収益]税附加税	11.6	8.2	11.8
所得税附加税	2.5	13.2	23.2

注：1)　直接国税のうち，営業［収益］税と所得税は決定額による。
2)　地租は，翌年１月１日現在の「有地租表」の合計額による（免税点設定等による不徴収額は，道府県ごとの金額が不明な年があるので，控除しなかった)。
3)　道府県の附加税率は，各年度当初予算の課率。また，市部と郡部で課率の異なる場合は平均をとったが，郡部のみ記載された場合はそれによった。なお，鹿児島県は内地の課率。

資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』各回，内務省地方局『地方財政概要』各年度版。

に述べている。

「昭和十年度当初予算ニ就テ観ルニ，各道府県中三附加税ヲ通ジテ其ノ賦課率法定制限内ニ止マルハ東京大阪二府ニ過ギズ。其ノ他ノ道府県ニ於テハ三附加税ヲ通ジテ何レモ法定制限ヲ超エテ課税シツツアリ。

元来営業収益税附加税並ニ所得税附加税ハ不況ノ影響ニ因リ,又農地ニ対スル地租附加税ハ地租法制定ニ伴ヒ何レモ減収ヲ来シタルヲ以テ,地方団体トシテハ概ネ課率引上ニ依テ其ノ減収ノ一部ヲ補ヒツツアル状況ニ在リ。」[11)]

ここで問題になるのは，直接国税額とその附加税率との関係である。そこで，1925年度・28年度及び37年度について，主な直接国税の道府県ごとの人口１人当たり額と道府県による附加税率との相関係数を算出してみたのが第15表である。ここには，宅地租以外の地租附加税を除けば，負の相関関係がみられる。とくに，1926～27年税制改革以降，1930年代にかけて，ここに示した国税３税の附加税の合計額が道府県税に占める割合は50％を越えている（1937年度には56％）。そのなかでも所得税や営業収益税については，１人当たり国税額と附加税率との間の相関係数が1937年度において－0.814に達しており，高い負の相関がみられる。これは，直接国税額が少ない地域ほど附加税率が高いことを示している。

すなわち，ここでは，全国で税率が一律である直接国税の人口１人当たり額が，各地域の経済力を相対的によく反映した結果として大きくばらついているのに対して，地方税については，税率等が地域ごとに異なる，あるいは経済力を反映しない税が存在することによって人口１人当たり税額の格差が小さいのではないか，と推測できる。

そこで，より具体的にみるために，道府県税について，６大府県による主な直接国税附加税率を全国平均と比較してみたのが第16表である。

それによると，いずれの時期及び税目をとっても６大府県における附加税率の平均は全国平均を下回っている。しかし，そのなかで明らかに附加税率が低いのは東京府（市部）と大阪府だけであり，他の４府県の附加税率は全国平均とあまり変わらない。６大府県といっても，６大都市以外に経済力が相対的に弱い市町村を多く抱える場合は，附加税率を低く抑えるまでの「余裕」はなかっ

11）内閣調査局『地方財政改善ニ関スル内閣審議会中間報告』（1936年３月），II頁。

第16表　6大府県の主な直接国税附加税率

（単位：%）

	地租附加税			営業[収益]税附加税			所得税附加税		
	1925年度	1932年度	1939年度	1925年度	1932年度	1939年度	1925年度	1932年度	1939年度
東京府(市部)	83.0	28.0	82.0	83.0	42.0	46.5	3.6	10.6	24.0
神奈川県	109.6	78.7	113.2	109.6	64.2	64.2	5.9	33.1	33.1
大阪府	83.0	48.0	76.0	83.0	46.5	46.5	3.2	24.0	24.0
京都府	148.1	92.9	117.2	148.1	66.4	66.4	6.4	34.3	34.3
兵庫県	106.0	136.6	118.9	106.0	67.4	67.4	4.6	34.8	34.8
愛知県(市部)	96.0	48.0	129.1	96.0	73.2	73.2	4.1	37.8	37.8
単純平均　A	104.3	72.0	106.1	104.3	60.0	60.7	4.6	29.1	31.3
全国平均　B	114.5	133.6	128.7	114.5	68.9	73.1	5.0	35.3	37.7
A／B　(倍)	0.91	0.54	0.82	0.91	0.87	0.83	0.93	0.82	0.83

注：1)　附加税率は各年度の当初予算の課率。
　　2)　1925年度の「地租附加税」は，宅地以外の地租に対する附加税率。
資料：内務省地方局『地方財政概要』各年度版。

たものと思われる。

そこで，6大都市だけをとりだして他の市町村と比較するために，1932年度と39年度における直接税の人口1人当たり額について，6大都市それぞれと全国平均とを比較してみたのが第17表である。

まず，直接国税について。昭和恐慌のもとで全国平均の人口1人当たり税額が最低だった1932年度（第2表参照）には，6大都市の分だけで全国の税収の5割を占めていたが，39年度にはその割合が7割にまで上昇している。人口1人当たり税額は，32年度には，全国平均に対して東京市と大阪市が3倍強，他の4市が2倍前後であった。39年度になると，全国平均に対して東京市が4.5倍，大阪市が3.8倍となっており，それぞれ他の市町村との格差を拡大させた。他の4市の対全国比は，神戸市と名古屋市が上昇したのに対して，京都市と横浜市は低下して1.5倍を下回った。日本経済が戦時経済化するなかで[12]，6大都市のなかでも経済力格差が拡大し，とくに東京市，大阪市が飛び抜けた存在になったといえよう。

第17表　直接税（人口１人当たり額）に関する６大都市と全国平均との比較　［1932年度・1939年度］

（単位：円）

	直接国税		府県税		市町村税		直接税合計	
	1932年度	1939年度	1932年度	1939年度	1932年度	1939年度	1932年度	1939年度
東京市	14.527	100.664	3.674	8.946	6.740	13.513	24.941	123.123
横浜市	7.519	28.332	4.986	7.960	6.449	9.145	18.954	45.437
大阪市	13.232	86.080	4.150	11.278	7.605	13.562	24.986	110.920
京都市	7.725	31.641	4.986	7.517	6.701	9.751	19.412	48.909
神戸市	10.430	67.879	5.094	5.986	6.169	8.521	21.693	82.386
名古屋市	8.184	45.345	3.388	7.291	5.987	9.968	17.559	62.604
全国平均	4.240	22.482	3.459	4.808	4.846	6.605	12.545	33.896
対全国平均（倍）　東京市	3.43	4.48	1.06	1.86	1.39	2.05	1.99	3.63
横浜市	1.77	1.26	1.44	1.66	1.33	1.38	1.51	1.34
大阪市	3.12	3.83	1.20	2.35	1.57	2.05	1.99	3.27
京都市	1.82	1.41	1.44	1.56	1.38	1.48	1.55	1.44
神戸市	2.46	3.02	1.47	1.25	1.27	1.29	1.73	2.43
名古屋市	1.93	2.02	0.98	1.52	1.24	1.51	1.40	1.85
［参考］全国の税収に占める６大都市の割合（％）	50.0	69.7	20.1	36.5	24.0	36.4	31.7	58.5

資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』第60回・第67回。

つぎに府県税及び市町村税の人口１人当たり額についてみると，1932年度には６大都市の対全国平均比は府県税で１～1.5倍，市町村税で1.2～1.6倍であった。ところが39年度になると，対全国平均比は神戸市を除く５大都市で上昇したが，とくに大阪市と東京市では２倍前後に達しており，他の４市との間でもはっきり差がついたのである。また，39年度には６大都市の地方税収が全国に占める割合は府県税で36.5％，市町村税で36.4％であり，これは直接国税の場

12）1930年代後半以降の日本経済が，ファシズム体制化の進行するなかで戦時統制経済化していったことについては，拙稿「日本・大正デモクラシー体制とファシズム体制」（馬渡尚憲［編集代表］『現代の資本主義――構造と動態』御茶の水書房，1992年，所収），82－85頁にごく簡潔にまとめておいた。

合よりはかなり低いものの，32年度と比べれば大幅に上昇している。第6表－(1)に示したタイル尺度の検討でも若干ふれたように，1930年代の中盤から後半にかけては地方税の負担額についても大都市圏とその他の地域との格差が拡大したのであった。

そして直接税全体の人口1人当たり額に関する6大都市の対全国比は，1932年度には大阪市と東京市がいずれも約2倍，他の4市が1.4～1.7倍であった。直接税に占める直接国税の割合が高まっていた39年度には，全国の直接税収に占める6大都市の割合は6割近くに達したのである。そのなかで，人口1人当たり額に関する6大都市の対全国平均比をみると，東京市と大阪市ではいずれも3倍を越えており，両市と他の4大都市を含む市町村との格差が大きく拡大したといえる。

要するに，1930年代を通じて直接税に関する6大都市（とくに東京市及び大阪市）とその他の市町村との格差が拡大した。それは直接国税を中心とする動きであったが，地方税についても格差は拡大していたのである。

ここで，1930年代における地方税収と税率との関係についてさらに具体的に検討するために，前表と同じく1932年度と39年度について，6大都市の主な税率及び税収構成を他の団体と比較してみたのが第18表である。また，第19表では，市町村税（予算）の種類ごとの人口1人当たり額について，6大都市とその他の市町村を比較してみた。

まず1932年度についてみると，国税附加税のうち地租附加税と営業収益税附加税に関しては，大阪市と東京市の附加税率が全市平均より低いのが目だつが，6大都市全体としての特徴はみられない。そして，経済力格差を反映して，営業収益税附加税の人口1人当たり額では，6大都市がその他の3倍弱となっている。また，所得税附加税については，6大都市のうち4つが市（課税団体＝37市）の平均を上回っており，人口1人当たり額も他の市町村の17倍とはるかに高い。

第18表　6大都市の主な税率［1932年度・1939年度］

（単位：%）

		国税附加税			戸数割	家屋税附加税			雑種税附加税
		地租附加税	営業収益税附加税	所得税附加税		附加税率A	［参考］府県の税率B	［参考］B×A	
一九三二年度	東京市	45.5	82.0	21.0	—	293.0	0.450	1.319	134.0
	横浜市	61.6	99.0	17.0	—	247.6	2.720	6.735	100.0
	大阪市	36.2	66.0	11.0	—	790.0	1.900	15.010	120.0
	京都市	48.6	99.0	11.3	—	134.0	2.860	3.832	115.3
	神戸市	91.0	121.0	39.0	—	・	・	・	—
	名古屋市	49.3	112.2	15.0	—	477.5	1.120	5.348	116.0
	全市平均	53.9	88.8	12.5	・	163.4	4.164	6.804	110.0
	［参考］税収（予算）に占める各税の割合（%）								
	6大都市	9.0	12.2	10.5	—			34.1	17.3
	その他の市町村	13.0	5.5	0.8	45.6			13.5	14.7
一九三九年度	東京市	80.0	82.0	21.0	—	466.0	0.646	3.010	128.0
	横浜市	105.6	99.0	17.0	—	247.6	2.700	6.685	100.0
	大阪市	78.3	80.0	11.0	—	790.0	1.090	8.611	120.0
	京都市	106.9	99.0	11.3	—	134.0	2.860	3.832	100.0
	神戸市	187.6	142.6	39.3	—	—	・	—	—
	名古屋市	112.2	112.2	14.0	—	507.5	1.120	5.684	116.0
	全市平均	88.5	91.1	12.6	・	191.1	4.290	8.198	100.4
	［参考］税収（予算）に占める各税の割合（%）								
	6大都市	14.6	15.5	17.0	—			30.0	12.5
	その他の市町村	7.9	7.8	1.0	53.7			11.9	11.5

注：1）附加税率は各年度の当初予算の課率。

2）「全市平均」は，課税している団体の平均課率。たとえば，1932年度における所得税附加税率は37市の単純平均（全国には112市あり，残りの75市は戸数割を賦課した）。同じく，39年度の所得税附加税率は43市の単純平均（市の数は148）。

3）1939年度の家屋税附加税率は，法人以外に適用されたもの（税収割合は法人分を含む）。

4）本表のほか，東京市，大阪市及び京都市における区費に属する直接国税附加税があり，たとえば1939年度の税率は，東京市が地租附加税45.0%，雑種税80.0%，家屋税附加税70.0～476.0%，大阪市が家屋税附加税45.0～75.0%，京都市が家屋税附加税126.0～326.0%であった。

資料：内務省地方局『地方財政概要』各年度版。

第19表　市町村税（人口１人当たり額）に関する6大都市とその他の市町村との比較

（単位：円，倍）

	1932年度			1939年度		
	6大都市 A	その他の市町村 B	A／B	6大都市 C	その他の市町村 D	C／D
地租附加税	0.545	0.631	0.86	1.339	0.443	3.02
営業収益税附加税	0.743	0.269	2.76	1.428	0.436	3.28
所得税附加税　①	0.640	0.038	17.00	1.561	0.056	28.10
戸数割　②	—	2.219	—	—	3.010	—
家屋税附加税　③	2.072	0.658	3.15	2.763	0.670	4.13
［①＋②＋③］	2.712	2.915	0.93	4.324	3.735	1.16
雑種税附加税	1.049	0.715	1.47	1.147	0.646	1.78
市町村税合計	6.077	4.870	1.25	9.199	5.605	1.64

注：1）　税額は，各年度の予算。
　　2）　人口は，国勢調査（1932年度は1930年版，1939年度は1940年版）。
資料：内務省地方局『地方財政概要』各年度版，内閣統計局（→総理府統計局）『国勢調査報告』各年版。

しかし，ここで注意すべきは，1926年税制改革の結果，戸数割を賦課できない市町村に限って所得税附加税を課するようになった点である。上で述べたように，32年度において，全国 112市のうち，所得税附加税を課税したのは37市だけであり，残りの75市は戸数割を課していた。6大都市の場合はいずれも所得税附加税を課しており，戸数割はなかったのである。また，戸数割を賦課しない市町村は，家屋税附加税に関して通常の附加税率制限より高い税率をとることが認められていた。なお，家屋税附加税は，6大都市において税収の1／3を占めており，人口１人当たり額でもその他の市町村の約３倍であった。その附加税率は神戸市と京都市を除けば全市平均より高いが，そのもとになる府県の税率が平均より低かったため，大阪市を例外として，実質的な税率は高いとはいえない。むしろ，家屋の賃貸価格が高いことを反映して税額及び構成比が

高くなったのである。

これに対して，その他の市町村では戸数割を賦課する団体が多く，戸数割だけで税収の5割近くを占めていたのである。6大都市以外の地域における地方税負担を規定していたのは戸数割だったといえる。また，上述のように，市町村税にあっては戸数割と所得税附加税及び家屋税附加税の一部とが代替関係にあったため，第19表では，この3税の合計額（人口1人当たり額）を比較してみた。これをみると，1932年度において，3税の合計では6大都市（2.712円）よりもその他の市町村（2.915円）のほうがわずかながら多くなっていたのである。これも，都市部以外の地域における戸数割の負担の大きさを表しているといえよう。

以上をまとめれば，つぎのようになる。府県税レベルでは，6大府県の税率が全国平均よりも低かった。また，市町村税レベルでは，戸数割と所得税附加税及び家屋税附加税の一部が代替関係にあるなかで，6大都市以外の地域における戸数割の負担が重かった。それが主な原因となって，直接国税附加税・家屋税附加税等には影響を与えた経済力の地域間格差が，地方税全体としての地域間格差となって現れなかったのである。その意味で，地方税は都市部以外の地域において相対的に重課されていたといえる。

1930年代前半において，都市部以外の地域において所与の税源に対する地方税が重課されていたことについては，さきに紹介した内閣審議会の中間報告も，

「直接国税ノ地方的分布状況ヲ観ルニ，市部並ニ大都市ヲ含ム府県ハ多額ヲ占ム。蓋シ直接国税ハ全国画一ノ標準ヲ以テ賦課セラルルモノナルヲ以テ，直接国税分布ノ厚薄ハ大体ニ於テ各地方ノ富力ノ大小ヲ表現スルモノト推定スルコトヲ得ベシ。然ルニ一方各地方ニ於ケル直接国税及地方税ノ総額中両者ノ占ムル割合ヲ観ルニ，市部並ニ大都市ヲ含ム府県ニ於テハ地方税ノ占ムル割合比較的低ク，之ニ反シ郡部並ニ大都市ヲ含マザル道県ニ於テハ此ノ割合比較的高シ。蓋シ上記ノ如ク直接国税ハ大体ニ於テ各地方ノ富力ニ応ジテ公平ニ分布セラレタルモノト推定スルコトヲ得ルヲ以テ，之ニ対スル地方税

ノ割合ニ軽重ノ差アルハ，畢境地方税負担ガ各地方毎ニ軽重ノ差アルコトヲ推知セシムルモノアリ。其ノ結果租税一人当負担額ハ直接国税ニ於テハ各地方毎ニ相当著シキ差アルモ，地方税ニ於テハ其ノ差サマデ著シカラズ。」[13]

と述べており，より具体的には，

「大都市並ニ大都市ヲ含ム府県ハ概シテ各種ノ税目ニ付豊富ナル税源ヲ有スルモ，特ニ宅地租，営業収益税及所得税ノ附加税ニ付テハ断然他ヲ凌駕シテ多額ヲ占ム。……之ニ反シ其ノ他ノ地方ニ於テハ農地，家屋及戸以外ニハ有力財源乏シキヲ以テ，勢ヒ此等ニ対スル賦課特ニ重キヲ致ス傾向ニ在リ。」[14]

と指摘していた。ただし，この中間報告が掲げている資料のなかで，地域間の地方税率の相違に直接関係するものは，1935年度における府県税としての直接国税附加税率及び34年度の家屋税率と自動車税・自転車税の課税状況だけであった。これだけでは，上の結論を導くのに十分とはいえない。それでも，当時，地方税は都市部以外の地域において相対的に重課されていたことが大きな問題となっていたことをうかがい知ることはできるのである。

また，中間報告の資料のなかに，町村部における戸数割の負担の重さを示す例として，東京府内の３町村にある55戸について，1934年度における戸数割及び所得税の賦課額が示されている[15]。これは戸数割がとくに重い世帯を取り出したものとみられ，この55戸における賦課額の平均は戸数割139.257円，所得税45.120円となっている（1934年度[予算]において，町村の１戸当たり戸数割賦課額の全国平均は14.897円[16]）。この55戸について，それぞれの税の変動係数は戸数割が0.9330，所得税が1.4995であり，所得税のほうがばらつきが大きい。また，戸数割額と所得税額との相関係数は0.6320であり，いちおう正の相関を示している。しかし，ここで仮に戸数割を所得税の「附加税」とみなした

13） 内閣調査局前掲書，Ⅲ－Ⅳ頁。
14） 同前，Ⅳ頁。
15） 同前，参考資料編・23－24頁。
16） 同前，参考資料編・22頁。

とすれば，所得税額と「附加税率」（戸数割額／所得税額）との相関係数は－0.291となり，所得税額の多いほうが「附加税率」が低いという傾向が若干みられる。この55戸に関してみれば，所得税に比して戸数割のほうがやや逆進的だったといえよう。

なお，1930年代前半から中盤にかけての地方財政については，『昭和財政史』第14巻も，①恐慌・不況のなかで疲弊した農村が，財源に乏しいなかで税額の固定的な税を賦課するとともに各種の地方税率を引き上げたため，農民の負担がさらに重くなったこと，②所得（課税所得額）あるいは直接国税額に対する地方税額の割合が，経済力の高い地域で低く，経済力の低い地域で高かったこと，③地方税率（とくに雑種税・同附加税，戸数割等）に団体間で著しい高低があったこと等を指摘している[17]。

これらの指摘は，本稿でみてきたところとおおむね一致している。ただし，これらのうち③は，1935年度について各税の税率が最高の団体と最低の団体を取り出して，前者が後者の何倍かという点を論じたものであり，これだけでは一般的な議論とはいえないであろう。また②は，所得（課税所得額）については1933年度，直接国税額については1931年度の数値をとったものであり，これも十分な資料とはいえない。そこで，1930年代について3年ごとに直接国税額に対する地方税額の割合をとったのが第20表である。

これは，さきにみた戸数割と所得税との関係と同様に，仮に地方税全体を直接国税全体の「附加税」とみなし，その「附加税率」を地域ごとに比較する，という方法である。すなわち，直接国税額が各地域の経済力を示すとすれば，それに対する地方税の割合，つまり「附加税率」は，地方税賦課の重さを表すわけである。第20表をみると，直接国税額に対する地方税額の割合は6大都市が最も低く，その他の都市が6大都市の2～3倍，町村が6大都市の4～5倍となっている。確かに，町村の地方税が最も重かったといえる。なお，1936年

17）大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第14巻・地方財政（藤田武夫執筆。東洋経済新報社，1954年），142－157頁。

第20表　直接国税額に対する地方税額の割合

	年度	税額（千円）				直接国税を100とする割合		
		直接国税	地方税	府県税	市町村税	地方税	府県税	市町村税
6大都市	1930	172,941	103,379	38,806	64,573	60 (1.00)	22 (1.00)	37 (1.00)
	1933	155,834	135,073	52,967	82,106	87 (1.00)	34 (1.00)	53 (1.00)
	1936	312,425	186,613	73,449	113,164	60 (1.00)	24 (1.00)	36 (1.00)
	1939	1,141,375	303,415	128,027	175,388	27 (1.00)	11 (1.00)	15 (1.00)
その他の市	1930	54,781	91,411	39,448	51,963	167 (2.79)	72 (3.21)	95 (2.54)
	1933	52,412	97,965	43,299	54,666	187 (2.16)	83 (2.43)	104 (1.98)
	1936	75,201	124,509	53,912	70,597	166 (2.77)	72 (3.05)	94 (2.59)
	1939	246,772	181,185	84,641	96,544	73 (2.76)	34 (3.06)	39 (2.55)
町村	1930	152,349	426,477	179,037	247,441	280 (4.68)	118 (5.24)	162 (4.35)
	1933	96,370	344,770	143,096	201,674	358 (4.13)	148 (4.37)	209 (3.97)
	1936	117,876	376,444	152,507	223,938	319 (5.35)	129 (5.50)	190 (5.24)
	1939	250,262	347,198	137,723	209,475	139 (5.22)	55 (4.91)	84 (5.45)

注：1)　税額は，本年度分の調定済額。
　　2)　（　）内は，6大都市を1とする割合。
資料：大蔵省主税局『主税局統計年報書』第58回・第61回・第64回・第67回。

度までをみた場合，6大都市とその他の市町村との間の地方税賦課状況（税率等）に関する格差のなかでは，府県税の格差のほうが市町村税の格差よりやや大きい。これは，6大都市において地方税に占める市税の割合が他に比してやや高かったこと（たとえば1933年度は，6大都市60.8%，その他の市町村57.9%）等によると思われる。

1930年代末になると，第17表でもみたように，直接国税だけでなく地方税についても，大阪市・東京市の人口1人当たり額が全国平均の2倍前後となり，全国の地方税収に占める6大都市の割合も高まった（1939年度36.5%）。また，第18表及び第19表をみると，1939年度においては，一般の市町村では税収の伸長性に乏しいはずの戸数割への依存がさらに進んだのに対して，6大都市では所得税附加税をはじめとする国税附加税の割合が高まったのである。地租附加税と営業収益税附加税については附加税率引き上げの影響があると思われるが，所得税附加税の附加税率はほとんど変わっていない。跛行性をもつ景気回復と増税政策のなかで，所得税が国税に占める割合は急上昇し（1932年度14.5%→36年度20.3%→39年度30.4%）[18]，所得税を中心とする直接国税は大都市部への集中を示したのである。それに伴って6大都市では所得税附加税を中心とする国税附加税の増収がみられたといえる。さらに，第19表によれば，戸数割・所得税附加税及び家屋税附加税の合計額（人口1人当たり額）についても，6大都市（4.324円）がその他の市町村（3.735円）を上回った。市町村税合計の人口1人当たり額でみても，6大都市とその他の市町村との差が拡大した（1932年度1.25倍→39年度1.64倍）。

しかし，第20表に示した直接国税額に対する地方税額の割合，つまり「附加税率」でみると，1939年度についてもやはり町村が最も高く，6大都市が最も低い。これは町村部の地方税が最も重かったことを示している。なお，道府県別にみた直接国税額（人口1人当たり額）と「附加税率」との相関係数を計算

18）大蔵省主税局『明治・大正・昭和　国の歳入一覧表(附)地方歳入一覧表』(1956年2月)，38－40頁。

すると[19]，1910～20年代はほぼ－0.8であったが（1912年度－0.817，1918年度－0.801，1924年度－0.802，1930年度－0.794），1930年代に入ると－0.7前後になり（1933年度－0.713，1936年度－0.747），1939年度には－0.673となっている。1930年代（とくにその末期）には負の相関の度合がやや弱まったものの，１人当たり直接国税額の少ない地域のほうが「附加税率」が高い，という関係は変わらなかったといえる。

ただし，第20表をみた場合，各地域とも「附加税率」が急低下していることに注意すべきである。戦時体制下で国税の増収が最優先されるなかで都市部を中心に直接国税が急増したのに対して，地方税は抑制され，地方税収は町村部を中心に停滞していた。むしろ当時はこちらのほうが大きな問題だったといえる。地方税のなかでは，都市部において比較的増収がみられ，これは「附加税率」の格差を縮める方向に作用するはずだったが，それは都市部において直接国税が激増しているなかで生じたことであり，「附加税率」は急低下したため，地域間の「附加税率」格差はほとんど縮まらなかったのである。

む す び

最後に，本稿で明らかにしてきたことを簡潔に整理しておきたい。

直接税負担額の地域間格差は，1910年代後半及び1930年代中盤以降に急激に拡大したが，そのなかでは，直接国税負担額に関する６大府県とその他の道県との格差の拡大が大きな位置を占めており，とくに東京府，大阪府とその他の地域との差が著しかったのである。これに対して，地方税負担額に関しては道府県ごとの格差は国税と比べて非常に小さかった。

1920年代を中心とする戦間期には，その前後と比較すれば，直接税負担額の

19） 直接国税額と地方税額は，大蔵省主税局『主税局統計年報書』各回に記載された道府県ごとの人口１人当たり額を用いた。

地域間格差に大きな変化はみられなかった。しかし，この時期には1926年税制改革を中心として国税・地方税の全般を通じた税制整理が行われた。そのなかで主な直接国税の推移をみると，第一種所得税は遍在が激しいものの，法人留保所得税を軽減したことは6大府県を中心とする都市部に有利に作用した面がある。これに対して第三種所得税の場合，免税点の引き上げ等によって，6大府県以外の地域を中心に，従来の納税者の約半分が課税を免れることになったため，負担額の地域間格差が拡大したのである。また，営業税は営業収益税に転換されるなかで軽減されたが，6大府県の内部でも税収の動向にはばらつきがみられた。さらに，1926～27年の土地賃貸価格調査事業にもとづく1931年の地租改革においては，課税標準の賃貸価格への転換及び税率の統一が行われた結果，田畑地租は減収，宅地租は増収となった。そして，宅地租においては6大府県への集中が進み，とくに東京府と大阪府では著しい増収がみられた。こうして，全国的にみて地租が軽減されるなかで，地租負担における都市部の比重が高まったのである。

直接税負担額の地域間格差について，直接国税と地方税の間にくいちがいがみられる理由については，全国で税率が一律である直接国税の人口1人当たり額が，各地域の経済力を相対的によく反映した結果として大きくばらついているのに対して，地方税については，税率が地域ごとに異なる，あるいは経済力を反映しない税が存在することによって負担額の地域間格差が小さかったと考えられる。国内における経済力（もしくは担税力）の地域間格差を前提とした場合，税負担額の地域間格差が小さいことは，むしろ賦課状況（税目，税率等）の地域間格差が存在することを示すのである。

府県税レベルでは，都市部（とくに東京府・大阪府）のほうが他の地域と比較して税率が低かった。また，市町村税レベルでは，戸数割と所得税附加税及び家屋税附加税の一部が代替関係にあるなかで，都市部以外の地域における戸数割の負担が重かった。それが主な原因となって，直接国税附加税・家屋税附加税等には影響を与えた経済力の地域間格差が，地方税全体としての地域間格

差となって現れなかったのである。その意味で，地方税は都市部以外の地域において相対的に重課されていた。さらに，直接国税額に対する地方税額の割合（＝「附加税率」）をみても，6大都市では低いのに対して、その他の市町村（とくに町村）のほうがはるかに高くなっている。地方税は町村のほうが重かったといえる。

なお、1930年代末期には，跛行性をもつ景気回復と増税政策のなかで，直接国税は都市部への集中を示し，それに伴って都市部では国税附加税を中心とする増収がみられた。そして，直接国税には及ばないものの，地方税についても負担額の地域間格差は拡大した。この動きは「附加税率」の格差を縮めるはずだったが，それは都市部を中心に直接国税が激増しているなかで生じたことであり，「附加税率」は急低下したため，地域間の「附加税率」格差はほとんど縮まらなかったのである。

地方財政の窮迫及び地方税率等の地域間格差への対策は，税制という枠を越えて，1930年代中盤以降の地方財政補給金政策（1936年，臨時町村財政補給金。1937～39年度，臨時地方財政補給金）を経て，1940年税制改革における地方分与税というかたちの本格的な地方財政調整制度を必要としたのであった。